

神戸大学

目 次

I	認証評価結果	2-(19)-3
II	基準ごとの評価	2-(19)-4
	基準1 大学の目的	2-(19)-4
	基準2 教育研究組織	2-(19)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(19)-10
	基準4 学生の受入	2-(19)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(19)-18
	基準6 学習成果	2-(19)-34
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(19)-36
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(19)-44
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(19)-48
	基準10 教育情報等の公表	2-(19)-54
<参 考>		2-(19)-57
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(19)-59
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(19)-60
iii	自己評価書等	2-(19)-62

I 認証評価結果

神戸大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 26 年度に計算科学教育センターを設置して、学内における計算科学の共同教育研究拠点を形成し、シミュレーション教育研究を自然科学分野だけにとどまらず、人文・人間科学分野、社会科学分野、生命・医学分野にも発展させている。
- 平成 25 年度に制定した教員活動評価実施規程に基づき、教員活動評価を実施し、各部局においてその評価結果を基に昇給や勤勉手当への処遇に反映している。
- 「異文化研究留学プログラム (ICSSAP)」「法経連携専門教育プログラム」「5 年一貫経済学国際教育プログラム (IFEK)」「Kobe International Business Education and Research Program (KIBERプログラム)」「EUエキスパート人材養成プログラム」等の各専門分野における独自の教育プログラムを展開し、優秀で意欲ある学生に対して発展的な学修を促進している。
- 平成 24 年度に採択された文部科学省「グローバル人材育成推進事業」では、文学部、国際文化学部、発達科学部、法学部、経済学部、経営学部の 6 取組学部において、卓越した外国語能力と高度な専門性を持って、地球規模での現代的諸課題に立ち向かい、国際社会の持続可能な発展を可能とする「問題発見型リーダーシップ」を発揮できる「グローバル人材」の育成を目的として、全学共通教育においてグローバル共通科目やグローバル英語コース (GEC) を、専門教育において外国語で実施するグローバル専門科目を開講している。
- 平成 24 年度に文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「ASEAN 諸国との連携・協働による次世代医学・保健学グローバルリーダーの育成」では、医学・保健学分野において第一線で活躍できるグローバルな医師、教育研究者、高度医療専門職者及び医療産業人の養成を目的としており、英語による実践的コミュニケーション能力を得させるため、ASEAN 諸国の大学における 4 週間の病院実習 (単位化) を学部学生に対して行っている。
- 文部科学省による大学教育の改革のための各種プログラムに採択された「基礎・臨床融合による基礎医学研究医の養成プログラム」「キャリアシステム・神戸 REED プラン」「7 大学連携先端的がん教育基盤創造プラン」「東アジアにおけるリスク・マネジメント専門家養成プログラム」を実施しているほか、文部科学省からの支援が終了している「ジャーナリズム・プログラムの拡充による国際公共人材の育成拠点形成」「PEP コース導入による先進的英語教育改革」「アクション・リサーチ型 ESD の開発と推進」等についても、全学的な教育及び各学部・研究科においてプロジェクトの成果を反映させた取組を継続している。
- ステークホルダーの関心が高い学位授与状況、卒業 (修了) 生の進路、外部資金獲得状況等の教育研究情報のデータをグラフ化して、経年変化を含めた「見える化」を行い、「神戸大学データ資料集—データと資料が語る神戸大学の今の姿—」としてまとめて、大学ウェブサイトに掲載している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

「神戸大学の使命」を「開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を發揮し、人類社会に貢献するため、普遍的価値を有する「知」を創造するとともに、人間性豊かな指導的人材を育成します。」と定め、この使命をより具体化するため、「教育憲章」「研究憲章」「環境憲章」を策定している。

「教育憲章」では、教育理念、教育原理、教育目的、教育体制、教育評価を定めて、教育に対する大学の考え方を明確にするとともに、特に教育目的としては、人間性、創造性、国際性、専門性の教育の実施を謳っている。

また、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を各学部規則において定めている。

例えば、発達科学部として、「広い知識を授けるとともに、乳幼児期から高齢者に至るまでの人間の発達及びそれを支える環境について様々な側面から教育研究し、教養、人間の発達及びそれを支える環境に関する専門的な知識並びに問題解決能力を有する人材を養成することを目的とする。」と定めており、さらに人間行動学科においては、「広い知識を授けるとともに、人間の行動について、健康発達、行動発達及び身体行動の解析及び応用の視点により、自然科学及び人文・社会科学の面から総合的に教育研究を行い、教養及び各年代における健康課題の解決策、子どもから高齢者に至る人間の行動の発達及び適応を多面的に解明する能力並びに運動・スポーツ等身体活動にかかわる高度な知識及び活動的な生活の実践力を有する人材を養成することを目的とする。」と定めている。

これらの目的の下、平成18年度には、中長期的な目標として「神戸大学ビジョン2015」を策定し、さらにそれを展開して、中期目標として到達目標、行動指針を策定した上で、その目標達成に努力している。また、中期目標を達成するための中期計画を定め、平成22～27年度までの6年間に達成すべき教育研究及び業務運営等に関する目標及び達成するための計画を明示している。

さらに、大学独自の取組として平成24年度には「神戸大学ビジョン2015」に係るこれまでの実績や、「神戸大学データ資料集～データと資料が語る神戸大学の今の姿～」による現状の分析を踏まえ、「国立大学の機能強化一国民への約束―【神戸大学の「これまで」と「これから」】―神戸大学ビジョン2015の実現に向けた今後の展開―」を取りまとめて、目的の遂行に関する検証を実施し、その結果を公表している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

「神戸大学の使命」及び各憲章を踏まえ、研究科、専攻ごとに人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を各研究科規則において定めている。

例えば、理学研究科として、「自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り、もって社会の知的基盤の形成に貢献するための教育研究を行う。」と定めており、さらに物理学専攻においては、「宇宙から分子、原子や素粒子に至る広い範囲にわたって、物質の構造と機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、物理学を深く探究するための基礎となる能力や、これに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、物理学の各専門分野で自立して研究を行う能力とその基礎となる豊かな学識や、これに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学には、人文・人間科学分野、社会科学分野、自然科学分野、生命・医学分野にわたり、以下の11学部が設置され、各学部の教育研究上の目的に応じた学科が置かれている。

- ・ 文学部（1学科：人文学科）
- ・ 国際文化学部（1学科：国際文化学科）
- ・ 発達科学部（4学科：人間形成学科、人間行動学科、人間表現学科、人間環境学科）
- ・ 法学部（1学科：法律学科）
- ・ 経済学部（1学科：経済学科）
- ・ 経営学部（1学科：経営学科）
- ・ 理学部（5学科：数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球惑星科学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 工学部（6学科：建築学科、市民工学科、電気電子工学科、機械工学科、応用化学科、情報知能工学科）
- ・ 農学部（3学科：食料環境システム学科、資源生命科学科、生命機能科学科）
- ・ 海事科学部（3学科：グローバル輸送科学科、海洋安全システム科学科、マリンエンジニアリング学科）

なお、海事科学部については、急速に進む海事社会の変化や大学教育のグローバル化、社会の養成に対応する体制の構築を目的として、平成25年度に新たな3学科へ改組している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育を含む全学共通教育は、大学教育推進機構が推進しており、専任教員が7人配置されている。審議組織としては、全学共通教育の課程編成及び運営について審議を行う大学教育推進委員会と全学共通教育の実施について審議を行う全学共通教育運営協議会が設置され、両委員会は原則として毎月開催されている。また、全学共通教育運営協議会の下に教務専門委員会、評価・FD専門委員会、事業専門委員会が置かれ、それぞれ全学共通教育の教務、自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）、関連施設・設備の整備及び学生への広報活動等の事業に関する事項について審議している。

全学共通教育の実施組織としては、全学共通教育部が全学共通教育の実施及び授業科目担当教員に関する

る業務を行っている。全学共通教育部には、18 教育部会からなる共通教育部門及び2 教育部会からなる外国語教育部門が設けられ、部門下の各教育部会は、全学の各部局から選出された教員により組織され、全学共通授業科目の体系・授業科目の内容、成績評価の方法・実施、授業科目及び担当者の決定、必要な非常勤講師の推薦等授業の企画、実施、評価に関わる事項を遂行している。さらに、全学共通教育部に共通教育支援室を設置し、全学共通授業科目実施に係る教務的な補助業務及び実験・実習系授業科目の技術的な補助業務を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院には、以下の 14 研究科が設置され、各研究科の教育研究上の目的に応じた専攻が置かれている。

- ・ 人文学研究科（博士前期課程 2 専攻：文化構造専攻、社会動態専攻、博士後期課程 2 専攻：文化構造専攻、社会動態専攻）
- ・ 国際文化学研究科（博士前期課程 2 専攻：文化関連専攻、グローバル文化専攻、博士後期課程 2 専攻：文化関連専攻、グローバル文化専攻）
- ・ 人間発達環境学研究科（博士前期課程 2 専攻：人間発達専攻、人間環境学専攻、博士後期課程 2 専攻：人間発達専攻、人間環境学専攻）
- ・ 法学研究科（博士前期課程 2 専攻：理論法学専攻、政治学専攻、博士後期課程 2 専攻：理論法学専攻、政治学専攻、専門職学位課程 1 専攻：実務法律専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程 1 専攻：経済学専攻、博士後期課程 1 専攻：経済学専攻）
- ・ 経営学研究科（博士前期課程 1 専攻：経営学専攻、博士後期課程 1 専攻：経営学専攻、専門職学位課程 1 専攻：現代経営学専攻）
- ・ 理学研究科（博士前期課程 5 専攻：数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球惑星科学専攻、博士後期課程 5 専攻：数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、地球惑星科学専攻）
- ・ 医学研究科（修士課程 1 専攻：バイオメディカルサイエンス専攻、博士課程 1 専攻：医科学専攻）
- ・ 保健学研究科（博士前期課程 1 専攻：保健学専攻、博士後期課程 1 専攻：保健学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程 5 専攻：建築学専攻、市民工学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻、博士後期課程 5 専攻：建築学専攻、市民工学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、応用化学専攻）
- ・ システム情報学研究科（博士前期課程 3 専攻：システム科学専攻、情報科学専攻、計算科学専攻、博士後期課程 3 専攻：システム科学専攻、情報科学専攻、計算科学専攻）
- ・ 農学研究科（博士前期課程 3 専攻：食料共生システム学専攻、資源生命科学専攻、生命機能科学専攻、博士後期課程 3 専攻：食料共生システム学専攻、資源生命科学専攻、生命機能科学専攻）
- ・ 海事科学研究科（博士前期課程 1 専攻：海事科学専攻、博士後期課程 1 専攻：海事科学専攻）
- ・ 国際協力研究科（博士前期課程 3 専攻：国際開発政策専攻、国際協力政策専攻、地域協力政策専攻、博士後期課程 3 専攻：国際開発政策専攻、国際協力政策専攻、地域協力政策専攻）

平成 22 年度には、次世代スーパーコンピューティング技術の活用による新興領域・融合領域創成に関わる人材養成、旧来の学問領域の枠を超えた学問体系・教育システムの構築、他研究機関・他大学との連携による教育研究推進体制の構築のため、工学研究科情報知能学専攻を改組し、システム情報学研究科を設置している。

経営学研究科では、大学のグローバル競争や産業社会のニーズ等に柔軟に対応するため、平成 24 年度に 4 専攻から 2 専攻へ改組している。

また、人間発達環境学研究科では、人間の自由な発達を阻害する近年の深刻な状況に柔軟かつ機敏に対応し、学問領域複合型人間発達研究を制度的・組織的に支援・整備するため、平成 25 年度に 5 専攻から 2 専攻へ改組している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究活動を担う附属施設、センター等として、大学教育推進機構、自然科学系先端融合研究環（遺伝子実験センター、バイオシグナル研究センター、内海域環境教育研究センター、都市安全研究センター、分子フォトサイエンス研究センター）、経済経営研究所、附属学校園（幼稚園、小学校、中等教育学校、特別支援学校）、学内共同教育研究施設等（情報基盤センター、連携創造本部、留学生センター、国際コミュニケーションセンター、研究基盤センター、環境保全推進センター、計算科学教育センター、キャリアセンター）及び学部等の附属施設を設置している。

このうち、学内共同教育研究施設については、平成 26 年 4 月に計算科学教育センターを設置することにより、平成 22 年度に設置したシステム情報学研究科計算科学専攻でのこれまでの教育研究実績や理化学研究所計算科学研究機構との連携協力関係を基盤とした学内における計算科学の共同教育研究拠点を形成している。同センターでは、スーパーコンピューター「京」の一筐体である FX-10 を活用したシミュレーション教育研究を自然科学分野だけにとどまらず、人文・人間科学分野、社会科学分野、生命・医学分野にも発展させ、将来的には全国の大学、研究機関及び企業等と連携し、全国的な計算科学教育研究の拠点到に発展させることを目標としている。

また、学則において、新たな種類の附属施設として学際融合教育研究推進組織を規定し、大学の特色を活かした部局の枠組みを越えた融合研究や学際的な教育をさらに促進する協力体制を構築し、平成 24～25 年度にかけて、社会科学系教育研究府、統合研究拠点、日欧連携教育府の 3 組織を設置している。

そのほか、学則上に定める教育研究活動を担う学部又は研究科の附属施設として、医学部に附属病院を、人間発達環境学研究科に発達支援インスティテュートを、医学研究科に動物実験施設、感染症センターを、農学研究科に食資源教育研究センターを、海事科学研究科に国際海事研究センター、練習船深江丸を設置し、教育研究の設備を整備している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するための全学的組織として、教育研究評議会を設置しているほか、大

学教育の推進のための全学的な取組に係る企画立案及び評価等を実施するため、大学教育推進機構を設置し、同機構内の大学教育推進委員会が同機構の運営に係る事項のほか、大学教育の推進のための全学的な取組に係る企画立案に関すること、大学教育に係る評価及びFDに関すること、全学共通教育に係る教育課程の編成及び運営に関すること、大学教育の推進に係る調査研究に関することについて審議している。

また、同機構には、大学教育推進委員会のほか、全学的な教務事項について審議するため、各研究科の教務委員長又はこれに相当する職にある者を主な構成員とする全学教務委員会、大学教育の全学的な評価及びFDの実施等について審議するため、各研究科の評価・FD委員会委員長又はこれに相当する職にある者を主な構成員とする全学評価・FD委員会及び全学共通教育の運営・実施等について審議する全学共通教育運営協議会を設置している。さらに、平成24年度に文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプB：特色型）」に採択されたことに伴い、同事業の業務及び運営を審議するためグローバル教育推進委員会を設置している。

各学部・研究科では、学校教育法に基づく教授会や教務関係委員会を設置し、原則として毎月開催しており、教育課程、学生の入退学等、授業、試験、学位審査等、教育活動の重要活動についてそれぞれの特性を踏まえた審議を行っている。

教育研究評議会や大学教育推進機構の各委員会等の審議内容は、各学部・研究科の教授会等で報告されるとともに、随時、学内ネットワークのグループウェアに関連資料を掲載し、その活動内容について学内構成員に周知を図っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成26年度に計算科学教育センターを設置して、学内における計算科学の共同教育研究拠点を形成し、シミュレーション教育研究を自然科学分野だけにとどまらず、人文・人間科学分野、社会科学分野、生命・医学分野にも発展させている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

各研究科の専攻の下に教育研究の基本的単位である講座を置き、教員を配置している。また、経済経営研究所、学内共同教育研究施設等の研究所、施設にもそれぞれ教員を配置している。研究科所属の教員はそれぞれ関連学部の学科目を兼務している。さらに、連携大学院では、大学院教育の一層の充実等を目的として、民間機関等の研究者を客員教員等として採用している。

全学的な教育研究戦略構想の推進等に応じた教員組織編成に柔軟に対応するため、教員定員のうちの一定数（86人分）を学長裁量枠定員として確保している。さらに、研究大学にふさわしい教育研究体制の構築等のため、学長のリーダーシップによる新たな学長裁量枠定員（46人分）の措置や部局等戦略定員の設定等を平成25年度から実施している。

教育研究に係る責任体制については、学士課程においては、学部長及び学科長を配置し、それぞれの学部・学科段階における事項を総括することにより明確化している。大学院課程においても、研究科長及び専攻長を配置し、研究科及び専攻段階における事項を総括することにより責任体制を明確化しており、また、各研究科において副研究科長制を導入し、研究科長を補佐する体制も整備している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任58人（うち教授24人）、非常勤17人
- ・ 国際文化学部：専任70人（うち教授45人）、非常勤17人
- ・ 発達科学部：専任99人（うち教授50人）、非常勤25人
- ・ 法学部：専任39人（うち教授28人）、非常勤9人
- ・ 経済学部：専任51人（うち教授29人）、非常勤10人
- ・ 経営学部：専任49人（うち教授27人）、非常勤16人

- ・ 理学部：専任 112 人（うち教授 48 人）、非常勤 0 人
- ・ 医学部：専任 282 人（うち教授 89 人）、非常勤 80 人
- ・ 工学部：専任 204 人（うち教授 83 人）、非常勤 35 人
- ・ 農学部：専任 91 人（うち教授 40 人）、非常勤 6 人
- ・ 海事科学部：専任 82 人（うち教授 38 人）、非常勤 12 人

また、主要と認められる科目は、平成 25 年度については全学で 4,893 科目あり、その 78.1%を専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 29 人

〔博士前期課程〕

- ・ 人文学研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 国際文化学研究科：研究指導教員 85 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 人間発達環境学研究科：研究指導教員 103 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 21 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 10 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 経営学研究科：研究指導教員 50 人（うち教授 34 人）、研究指導補助教員 14 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 122 人（うち教授 55 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 42 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 146 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ システム情報学研究科：研究指導教員 65 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 102 人（うち教授 46 人）、研究指導補助教員 4 人
- ・ 海事科学研究科：研究指導教員 72 人（うち教授 39 人）、研究指導補助教員 11 人
- ・ 国際協力研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士後期課程〕

- ・ 人文学研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 31 人）、研究指導補助教員 1 人
- ・ 国際文化学研究科：研究指導教員 79 人（うち教授 56 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 人間発達環境学研究科：研究指導教員 98 人（うち教授 57 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 21 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 18 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 37 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 経営学研究科：研究指導教員 60 人（うち教授 43 人）、研究指導補助教員 13 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 97 人（うち教授 56 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 42 人（うち教授 28 人）、研究指導補助教員 34 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 139 人（うち教授 69 人）、研究指導補助教員 34 人

- ・ システム情報学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 81 人（うち教授 46 人）、研究指導補助教員 22 人
- ・ 海事科学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 20 人
- ・ 国際協力研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 4 人

[博士課程]

- ・ 医学研究科：研究指導教員 67 人（うち教授 62 人）、研究指導補助教員 149 人

[専門職学位課程]

- ・ 法学研究科：29 人（うち教授 25 人、実務家教員 4 人）
- ・ 経営学研究科：22 人（うち教授 16 人、実務家教員 9 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

大学の中期目標として「国際的教育研究拠点としてふさわしい、充実した教育を実施するための教育実施体制を強化する。」「教育の質の向上のため、教員の教育力を更に強化する。」「国際的教育研究拠点として、卓越した研究成果を創出するための研究実施体制等を充実させる。」ことが定められ、各研究科の特性や状況に応じて任期制や公募制、サバティカル制度、テニユア制度、優秀教員評価制度等を導入している。

教員の年齢構成は、24 歳以下及び 65 歳以上がそれぞれ 1%未満となっているほか、25 歳以上 34 歳以下が 9.9%、35 歳以上 44 歳以下が 35.7%、45 歳以上 54 歳以下が 31.9%、55 歳以上 64 歳以下が 21.4%となっている。

外国人の教員は、平成 22 年度には 45 人、平成 23 年度には 43 人、平成 24 年度には 46 人、平成 25 年度には 52 人、平成 26 年度には 61 人となり、全教員に対する比率は 3%前後から 4%弱に増加している。

男女共同参画推進のための取組を積極的に進めており、全学体制として担当理事及び学長補佐を置くとともに、学長直属の室として男女共同参画推進室を設置し、平成 23 年度からは同室の下に全部局から各 1 人の協力教員を選出し、4つの部会（キャリア形成支援部会、加速プログラム運営部会、両立支援部会、調査・教育・啓発部会）を設置している。

さらに、平成 22 年度には「レボリューション！女性教員養成神戸スタイル」が、文部科学省科学技術人材育成費補助金「女性研究者養成システム改革加速」プログラムに採択され、女性研究者の採用割合が低い分野における女性研究者の養成を進めている。当該取組の結果、女性研究者比率は、教授である女性教員は必ずしも多くないものの、文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業（「再チャレンジ！女性研究者支援神戸スタイル」）に採択された平成 19 年度と平成 26 年度で比較すると、11.9%から 16.5%になっている。

また、次世代の教育研究を担う若手研究者の育成に資するため、各部局の取組に加え、全学的な取組として、平成 21 年度に若手研究者長期海外派遣制度を創設し、若手教員の長期海外派遣を実施している。同制度では、平成 26 年度までの 6 年間で 100 人程度の派遣を目指しており、平成 25 年度までに 71 人の若手研究者を派遣している。派遣期間終了後には報告会を開催し、海外での研究成果等のフィードバックと若手研究者の士気高揚を図っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

大学全体で教員選考基準を定めた上で、各研究科において、それぞれの特性に応じた採用基準、昇格基準等を定めている。教員選考は、各研究科が設置する教員選考委員会等の組織において審査し、教授会の議を経て学長が行っている。審査に当たっては、学士課程における教育を含めた教育研究上の指導能力を重要要素としている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

大学における自己点検・評価の大綱・指針として点検・評価の基本的な考え方、自己点検・評価指針を定め、これらの中で教員点検・評価に関する大学の考え方、方針を学内外に明示して、同指針に基づき、各部局等において教員の教育及び研究活動等に関する評価を実施している。

平成 25 年度に制定した教員活動評価実施規程に基づき、大学が定めた評価対象領域について、各部局が定めた領域ごとの評価項目及びその基準を基に平成 25 年度教員活動評価を実施し、各部長から学長に結果を報告している。各部局においては、その評価結果を基に昇給や勤勉手当への処遇に反映するとともに、学長は、活動状況が通常の実力によって得られる水準に達していない教員に対して、部局長を通じて活動改善計画書を提出させて活動の改善に努めるよう求めることとなっている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開する上で必要な教務関係や厚生補導等を担う事務系職員として、事務局（学務部学務課、教育推進課、学生支援課、入試課、キャリア支援課及び国際部留学生課）に 58 人、各研究科事務部に 134 人、諸施設等に 5 人の計 197 人を、教育活動の支援や補助等を行う技術職員は 94 人、図書職員は 76 人、さらに 11 人の助手を、各部局・部署の業務に応じて配置している。

また、大学教育におけるきめ細かい指導の実現、大学院学生が将来、教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図ることを目的として、平成 25 年度には大学院学生延べ 1,873 人を、教育的配慮の上、演習、実験、実習等の教育補助業務を行わせる TA に採用し、学部等に配置している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 25 年度に制定した教員活動評価実施規程に基づき、教員活動評価を実施し、各部局においてその評価結果を基に昇給や勤勉手当への処遇に反映している。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

全学として、学部、研究科共通の「神戸大学が求める学生像」を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、次のように定めている。

「神戸大学は、世界に開かれた国際都市神戸に立地する大学として、国際的で先端的な研究・教育の拠点になることを目指しています。これまで人類が築いてきた学問を継承するとともに、不断の努力を傾注して新しい知を創造し、人類社会の発展に貢献しようとする次のような学生を求めています。

1. 進取の気性に富み、人間と自然を愛する学生
2. 旺盛な学習意欲をもち、新しい課題に積極的に取り組もうとする学生
3. 常に視野を広め、主体的に考える姿勢をもった学生
4. コミュニケーション能力を高め、異なる考え方や文化を尊重する学生

さらに、学部・研究科においてその特性や理念・教育目標に応じて、必要な能力や学力、意欲等を示した「求める学生像」を定めている。

なお、必ずしも入学者選抜の基本方針が明文化されてはいないものの、学士課程では各学部における入学者選抜の方法が入学者選抜要項に掲載されており、大学院課程では各研究科の学生募集要項に入学者選抜方法が掲載されている。

これらのことから、入学者受入方針が定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程の入学者選抜の一般入試（前期日程、後期日程）では、大学入試センター試験を課すことにより高等学校までに身に付けるべき基礎学力を判定し、個別学力検査において各学部・学科における学士課程教育を受けるにふさわしい能力・適性等を判定している。また、学部、学科の特性に応じて、教科・科目試験以外の小論文、面接、実技試験等も取り入れている。

さらに、AO入試を発達科学部人間行動学科及び人間環境学科、医学部医学科、海事科学部グローバル輸送科学科で実施するとともに、推薦入試、社会人特別入試、外国人特別入試、2・3年次編入学入試を実施して、多様な選抜方法により入学者選抜を実施している。

大学院課程の入学者選抜においては、研究科の特性や入学者受入方針に応じて、一般入試、推薦入試、社会人特別入試、外国人特別入試及び秋入学を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程における一般入試では、学長を委員長とする入学試験委員会及びその下に置かれた入学試験実施委員会、入学試験教科委員会、入学試験機械化委員会を中心とする実施体制を設けており、全学部における一般入試の実施を図っている。併せて各学部・研究科においても、入学試験実施体制を設けている。

一般入試の出題・採点に関しては、入学試験教科委員会が問題作成、点検を行い、出題ミス等の防止に努めている。また、試験当日は、同委員会の教科委員、出題委員が実施本部に待機し、受験者からの質問に対応できる体制を整えている。

入学者選抜の透明性確保という観点から、入試の基本データ（募集人員、志願者、受験者、当初合格者数、追加合格者数、入学辞退者数、入学者、合格者の最高点、最低点、平均点、大学入試センター試験の平均点）を公表しているほか、受験者から請求があった場合には、本人の得点やランク別の順位を開示している。

学士課程のAO入試、推薦入試、社会人特別入試及び編入学試験並びに大学院課程の入学者選抜についても、各学部・研究科で事前に入試準備体制の点検を行い、その結果を全学の入学試験委員会に報告するとともに、各学部・研究科の入試委員会等が公正に試験を実施するための役割を担っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者受入方針に沿った学生の受入については、各学部・研究科における入試委員会等が主体となり、試験科目・点数配分等の検討や入試成績と入学後の成績の追跡調査等を行って検証し、検証結果に基づき入学試験実施委員会において検討を行っている。

学部の入学者選抜については、全学の入学試験委員会において、各学部における検証結果や提案のあった改善案について検討を行っている。改善の具体的事例としては、経営学部、医学部医学科での推薦入試の導入及び経済学部、経営学部における後期日程の募集停止等が挙げられる。また、国際文化学部の平成28年度入試において、TOEFL iBTを利用した推薦入試の導入を決定している。

大学院の入学者選抜については、各研究科において入試制度改革を継続するための検討を行っており、国際協力研究科で、入学後の海外留学や海外インターンシップ等につながる外国語試験の制度変更を行うなどの改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成24年4月に改組された経営学研究科（博士前期課程、博士後期課程）は平成24～26年度の3年分。）
〔学士課程〕

- ・ 文学部：1.03倍
- ・ 国際文化学部：1.03倍
- ・ 発達科学部：1.02倍

神戸大学

- ・ 発達科学部（3年次編入）：0.88 倍
- ・ 法学部：1.03 倍
- ・ 法学部（3年次編入）：0.86 倍
- ・ 経済学部：1.03 倍
- ・ 経済学部（3年次編入）：0.62 倍
- ・ 経営学部：1.02 倍
- ・ 経営学部（3年次編入）：0.90 倍
- ・ 理学部：1.07 倍
- ・ 理学部（3年次編入）：1.14 倍
- ・ 医学部：1.02 倍
- ・ 医学部（2年次編入）：1.00 倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.36 倍
- ・ 工学部：1.03 倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.28 倍
- ・ 農学部：1.08 倍
- ・ 農学部（3年次編入）：0.58 倍
- ・ 海事科学部：1.01 倍
- ・ 海事科学部（3年次編入）：1.30 倍

[修士課程]

- ・ 医学研究科：1.01 倍

[博士前期課程]

- ・ 人文学研究科：0.90 倍
- ・ 国際文化学研究科：1.09 倍
- ・ 人間発達環境学研究科：0.94 倍
- ・ 法学研究科：0.81 倍
- ・ 経済学研究科：1.04 倍
- ・ 経営学研究科：1.02 倍
- ・ 理学研究科：1.03 倍
- ・ 保健学研究科：1.02 倍
- ・ 工学研究科：1.11 倍
- ・ システム情報学研究科：1.16 倍
- ・ 農学研究科：1.11 倍
- ・ 海事科学研究科：1.35 倍
- ・ 国際協力研究科：1.12 倍

[博士後期課程]

- ・ 人文学研究科：1.00 倍
- ・ 国際文化学研究科：1.06 倍
- ・ 人間発達環境学研究科：0.87 倍
- ・ 法学研究科：0.63 倍
- ・ 経済学研究科：0.77 倍

- ・ 経営学研究科：0.95 倍
- ・ 理学研究科：0.78 倍
- ・ 保健学研究科：0.96 倍
- ・ 工学研究科：1.03 倍
- ・ システム情報学研究科：1.08 倍
- ・ 農学研究科：0.86 倍
- ・ 海事科学研究科：1.30 倍
- ・ 国際協力研究科：0.69 倍

[博士課程]

- ・ 医学研究科：1.28 倍

[専門職学位課程]

- ・ 法学研究科：1.03 倍
- ・ 経営学研究科：1.03 倍

海事科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）については入学定員超過率が高い。また、法学研究科（博士後期課程）、国際協力研究科（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。

なお、前回（平成 20 年度）の認証評価でも同様の指摘が行われた海事科学研究科（博士後期課程）及び法学研究科（博士後期課程）の状況は依然として改善されていないものの、入学定員超過率が高い状態にある研究科では、入学者選抜の厳格化を図っており、また、入学定員充足率が低い状態にある研究科では、経済的理由で入学を断念することがないように支援制度の周知を図り、社会人学生への長期履修制度の導入等の配慮を行うなど、適正化に努めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

「教育憲章」に基づき策定した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、学士課程における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように定めている。

「神戸大学は、本学の「教育憲章」及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、学士課程においては「全学共通授業科目」及び各学部・学科に設置する「専門科目」を大きな柱とし、それぞれの学部・学科の教育目標にあわせたカリキュラムを次の方針に則り編成する。

1. 幅広い知識と深い洞察力を培うため、すべての学生が履修する全学共通授業科目として、教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学、共通専門基礎科目及びその他必要と認める科目を設置する。
2. 深い学識を涵養し、専門的能力を育成するため、各学部・学科に専門科目を設置する。

以上の方針に基づき編成されたカリキュラムにより、学士課程全体を通じて総合的な視点、高い倫理性、課題設定・解決能力、外国語能力、コミュニケーション能力、多様な価値観・異文化に対する理解力、プレゼンテーション能力、情報処理能力を養う。」

さらに、各学部においてもそれぞれ教育課程の編成・実施方針を定めているものの、各学部の様式にばらつきがあるため、全学的に統一した形での記述が望まれる。

これらのことから、各学部の様式にばらつきがあるものの、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程の教育課程は、「神戸大学の使命」、各学部の「教育憲章」を実現するための学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、カリキュラム・マップ等によりそれぞれの専門分野を体系的に学修し、積み上げていけるよう、授業科目の配置を行っており、大学教育推進機構の全学共通教育部が実施する全学共通授業科目と、各学部が実施する専門科目によって編成されている。

全学共通授業科目は、学生の「人間と社会、人間と自然」に関する幅広い知識と深い洞察力を培い、これに基づいた創造力を涵養するとともに、知的教養人としての使命の自覚を促し、ますます複雑化していく社会の中で適正な批判力と判断力をもって行動しうる知性と能力及び豊かな人間性を育むことを目的とし、教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科目、共通専門基礎科目等の授業区分により配置されている。

当該大学における教養教育の根幹となる教養原論は、総合大学の利点を活かし、学問分野を横断した10分野69科目により構成されている。高度情報化社会に対応した情報科目は、全学生の必修科目とされており、外国語科目は、国際化に対応できる外国語のコミュニケーション能力の育成と幅広い国際的な文化理解を深めることを目標としている。共通専門基礎科目は、各学部における専門教育に向けた基礎的知識を習得して、専門科目への円滑な移行を図る科目となっている。

専門科目は、各学部規則で定められている。

また、学位の国際的な通用性を重視して、全学共通授業科目のグローバル共通科目及びグローバル英語コース（GEC）と連携させつつ、英語により展開されるグローバル専門科目の充実が図られている。

なお、学位については、文学部では学士（文学）、国際文化学部では学士（国際文化学）、発達科学部では学士（発達科学）、法学部では学士（法学）、経済学部では学士（経済学）、経営学部では学士（経営学又は商学）、理学部では学士（理学）、医学部では学士（医学、看護学、保健衛生学又は保健学）、工学部では学士（工学）、農学部では学士（農学）、海事科学部では学士（海事科学）をそれぞれの専門分野に応じて授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生のニーズは入学・進学時アンケート、授業評価アンケート、卒業・修了時アンケート、学生生活実態調査及び学生・教職員による教育懇談会等において収集している。また、その内容を確認検討した上で、教育課程の編成や授業科目の内容に反映させている。

例えば、卒業前の学生を対象に実施している卒業時アンケートにおいて、もっと身に付けたかった能力・スキルとして「英語等の外国語能力」が最も多かったことを受け、平成24年度から受験料を大学が負担する英語外部試験を導入し、平成25年度入学生より同試験をプレイスメントテストとして活用して、能力別クラス編成による英語授業を一部開始している。

また、キャリアデザインの形成及び学習意欲の向上を目的とした全学キャリア科目「総合科目Ⅱ」を開講している。前期開講の「企業社会論」では、日本を代表する企業等の第一線で活躍しているリーダーを招へいし、企業活動の実態や産業界の将来展望等に関する最新情報を講義してもらっている。後期開講の「職業と学びーキャリアデザインを考える」では、様々な職業に就いている卒業生に、現場とやりがいい、

さらに仕事への夢や志等について講義をしてもらっている。さらに、全学キャリア科目のほか、各学部においても、その特性に応じたキャリア科目を開講している。

学術の発展動向を反映させた授業科目として、当該大学の最先端研究を紹介し、大学の魅力と将来の可能性について理解を深める「神戸大学の研究最前線」を、全学から選出された教員によるリレー講義形式で全学共通授業科目として開講している。

そのほかにも、各学部において、ESDサブコースや社会科学総合教育プログラムをはじめとして他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等を行っている。

平成20～25年度までに、文部科学省各種大学教育改革プログラムが8件採択されている。

平成24年度に採択された文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプB：特色型）」では、文学部、国際文化学部、発達科学部、法学部、経済学部、経営学部の6取組学部において、卓越した外国語能力と高度な専門性を持って、地球規模での現代的諸課題に立ち向かい、国際社会の持続可能な発展を可能とする「問題発見型リーダーシップ」を発揮できる「グローバル人材」の育成を目的として、全学共通教育においてグローバル共通科目やグローバル英語コース（GEC）を、専門教育において外国語で実施するグローバル専門科目を開講している。

平成24年度に文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「ASEAN諸国との連携・協働による次世代医学・保健学グローバルリーダーの育成」では、医学・保健学分野において第一線で活躍できるグローバルな医師、教育研究者、高度医療専門職者及び医療産業人の養成を目的としており、英語による実践的コミュニケーション能力を得させるため、ASEAN諸国の大学における4週間の病院実習（単位化）を学部学生に対して行っている。

平成24年度に文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」に採択された「基礎・臨床融合による基礎医学研究医の養成プログラム」においては、医学部に「基礎医学研究医育成コース」を設置し、6年間の医学教育の中でシームレスな基礎医学研究の教育システムを可能にすることにより、基礎医学研究医の減少に対処している。

平成22年度に文部科学省「看護師の人材養成システムの確立」に採択された「キャリアシステム・神戸REEDプラン」においては、医学部保健学科看護学専攻と附属病院看護部が連携して「教育プログラム開発」及び「教育指導者養成」を行うことにより、看護職員の看護実践能力の持続的な向上を図り、その成果を卒前・卒後教育及び生涯を通じたキャリア形成に役立てている。

平成23年度に文部科学省「高度な専門職業人の養成プログラム」に採択された「ジャーナリズム・プログラムの拡充による国際公共人材の育成拠点形成」においては、専門知をわかりやすく説明できる能力を持つ法学士・法学修士の育成を狙い、法学部・法学研究科内に「パブリックコミュニケーションセンター」を設置し、特命教員2人を配置して、英語と日本語によるプレゼンテーション能力の向上を図っており、加えて、ジャーナリズム・プログラムとして、実践的な授業（「国際ジャーナリズム」「国際報道」「地域ジャーナリズム」「放送ジャーナリズム」「ジャーナリズムワークショップ」）を展開している。支援期間終了後についても、同プログラムをさらに発展させた形での特別経費による事業を行っているほか、高い教育効果をあげたジャーナリズム授業については継続的に実施している。

そのほかにも、文部科学省による「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に2件、「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に1件採択されている。

さらに、支援期間が終了した教育改革プログラムについても、各学部において教育に反映させ、継続的に展開して成果を上げている。

例えば、文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「PEPコー

ス導入による先進的英語教育改革」(平成17～20年度)では、蓄積された指導ノウハウを活かして平成22年度より英語支援プログラム「KALCS (Kobe University, Academic Language and Communication Support)」を開始し、学生向けのプレゼン入門セミナーやライティング入門セミナー、教員・大学院生向けの個別レクチャーを行い、プレゼンテーションコンテストを開催するなどの事業を展開している。

また、同プログラムの「アクション・リサーチ型ESDの開発と推進」(平成19～21年度)においては、持続可能な社会づくりのための教育(ESD: Education for Sustainable Development)を、アクション・リサーチの観点から、それぞれの学部教育の特色を活かした環境教育を共有し結び付ける教育課程を共同で開発・推進し、当初3学部でスタートした学部横断型教育プログラムを、平成24年度には全学共通教育において全学部学生を対象としてESD演習やESD基礎論を開講して、7学部合同のサブコースプログラムへと展開させている。さらに、農学部では、文部科学省教育GPに採択された「食農コープ教育による実践型人材の育成」(平成20～22年度)において、現場や社会に貢献できる実践的な人材の育成を目的として食農コープ教育プログラムを設置し、開講した「実践農学入門」「兵庫県農業環境論」「実践農学」を、ESDサブコース科目として全学学生を対象に開講している。

そのほか、文学部では、オックスフォード大学東洋学部との間で「神戸オックスフォード日本学プログラム」に関する協定を締結し、平成24年度後期から12人の外国人留学生の受入や交換留学制度を開始し、グローバル化に対応している。また、国際文化学部・国際文化学研究科では、協定校との相互留学を中心とする「異文化研究留学プログラム(ICSSAP)」を実施している。社会科学分野3学部においては「社会科学総合教育プログラム」や、少人数教育中心の「法経連携専門教育プログラム」を展開している。さらに、経済学部では、留学期間を含めて学部と修士課程を最短5年間で修了する特別プログラム「5年一貫経済学国際教育プログラム(IFEEK)」を、経営学部では1年間の交換留学を含み4年間で卒業可能な「Kobe International Business Education and Research Program(KIBERプログラム)」を実施している。これら各専門分野において独自の教育プログラムを展開し、優秀で意欲ある学生に対して発展的な学修を促進している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業形態については、教学規則において、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うと定めた上で、各学部、学科の教育目的や分野の特性等を踏まえ、講義科目に偏らないよう演習や実習を多数設定し、最適な授業形態の組合せ・バランスとなるよう教務委員会等で検討の上授業を開講している。

また、学習指導法についても、それぞれの教育目的や分野の特性に応じた工夫を行って採り入れている。例えば、全学共通授業科目の教養原論「海への誘い」では、講義に加えて練習船深江丸による1泊2日の体験航海、大型ヨットによる帆走体験、カッターボートを用いた人力による推進体験等様々な体験学習を通じて、海に触れ、船に親しみながら、知的探究心や協調性を育み、自然と人間との絆を知る基礎的な素養を育む教育を行っている。

平成19年度の文部科学省現代GPに採択された「アクション・リサーチ型ESDの開発と推進」を契機として開講したESDコースは、事業終了の後も継続させ、新たに環境関係の財団から寄附講義を受け入れ、TAを活用し、学外でのフィールドワークやスタディツアーを組み込んだ授業を開講している。現

在では、発達科学部、文学部、国際文化学部、経済学部、医学部、工学部、農学部の7つの学部が協働運営する領域横断型のユニークなコースとなっている。

平成24年度の文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプB：特色型）」に採択されたことに伴い、平成25年度から外国語能力、特に英語能力の向上を図るためのプログラムとしてグローバル英語コース（GEC）を設置している。同コースでは、全学共通授業科目の外国語科目（英語）において、取組部局（文学部、国際文化学部、発達科学部、法学部、経済学部、経営学部）の学生に対して1年次前期に英語外部試験（TOEIC I P又はTOEFL I TP）によるプレースメントテストを実施し、そのスコア等を基に1年次後期から習熟度別クラス編成で外国人教員による授業を行っている。このクラス編成では、留学希望の有無によりさらにクラス分けを行い、留学希望のクラスでは短期留学や長期留学も視野に入れた教育を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間は、定期試験期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、前期及び後期とも15週以上確保されている。また、学生の自主学習と連動させた授業を促進するために、教学規則に履修科目の登録上限を設定すること（キャップ制）を定め、各学部規則等において、特性に応じ、登録上限単位数を通年45～55単位の範囲で定めた上で、成績優秀者に対する登録上限緩和措置を設定している。

組織的な履修指導・支援については、大学教育推進機構や各学部において、入学時等にガイダンスを実施し、単位制度の趣旨や履修方法等の説明を行っている。また、法学部や経済学部では2年次に、医学部や海事科学部では2～4年次においても履修に関するガイダンスを行っている。そのほか、工学部市民工学科では全教員が必ず各学年の数人の学生を指導する担任制をとり、成績表を個別に手渡すことによりきめ細かな履修指導を行っている。農学部の日本技術者教育認定機構（JABEE）認定プログラム（地域環境工学プログラム）では、学生一人一人に指導教員（チューター教員）を配置し、各学期の履修開始時に履修科目と成績評価、履修の方向性、学習内容等が記録されている学生ポートフォリオを用いて、面談による履修等の指導を行うなど、入学時から卒業まで一貫した指導を行っている。

また、学生の主体的な学習を促すため、シラバスに授業のテーマと到達目標、教科書、参考書・参考資料等、履修上の注意（準備学習・復習、関連科目情報等を含む）を記載するとともに、オフィスアワー・連絡先を記載し、授業担当教員から直接指導を受けることができる仕組みを設けている。さらに、1年次必修科目「情報基礎」では、附属図書館と協力し、教務情報システム等の学内システムの利用方法の説明やSNS等の情報に関する倫理教育のほか、図書検索等の情報活用に関する説明等を通して、情報リテラシー教育を行っており、学生の主体的な学修を促す教育としても役立っている。

平成25年度に実施された学生生活実態調査によれば、1日の平均予習復習時間は66分、1日の平均授業時間と合わせて5.2時間となっている。今後、予習復習等の授業時間外学習時間の更なる確保のための取組が望まれる。

これらのことから、予習復習時間を含めた1日の学習時間は必ずしも多いとはいえないものの、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの標準化を進めるため、既存の教務情報システムを利用した統一様式によるシラバスのウェブ化を行っている。医学部医学科を除く各学部のシラバスは、日本語版及び英語版が作成され、当該システムを通じて周知・公表されている。なお、医学部医学科のシラバスについては、大学院医学研究科・医学部ウェブサイトを通じて日本語版及び英語版が周知・公表されている。

全学部のシラバスの項目は、基本情報（科目分類、時間割コード、開講科目名、主担当教員、開講年次、開講区分、曜日・時限、単位数）、授業のテーマと到達目標、授業の概要と計画、成績評価と基準、履修上の注意（準備学習・復習、関連科目情報等を含む）、学生へのメッセージ、今年度の工夫、教科書、参考書・参考資料等、授業における使用言語、キーワード、参考URLとしている。なお、平成25年度からは、単位の実質化への観点から学生の主体的な学習を促すため、シラバスの履修上の注意に準備学習・復習の記載を追加している。さらに、授業科目間の体系化や改善を図るため、授業担当教員がシラバス入力後に教員間で内容をチェックできるよう、教員対象公表期間を設けている。また、全学教務委員会や全学共通教育運営協議会において、各部局において組織的なチェックを行うよう、議長から各学部及び各教育部の委員へ依頼を行っており、一部の学部を除いてチェックが行われている。

平成25年度前期に実施した学生による授業評価アンケートでは、シラバスの適切性を問う設問に対して、肯定的な回答が67.8%、否定的な回答が8.0%という結果となっていることから、おおむね適切な内容になっているといえる。また、平成25年度に開催した学生・教職員による教育懇談会においては、参加した学生の多くが、科目選択時にシラバスを利用したと回答している。今後、学生に対してシラバスの活用を一層促す取組が望まれる。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、多くの場合に科目選択のために利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

新生の大学教育への円滑な適応を図るため、実施している転換導入教育（例えば、文学部では「人文学導入演習」、国際文化学部では「基礎ゼミ」及び各講座の概論、法学部では「実定法入門」「1年次演習」、経済学部では「基礎演習」、経営学部では「経営学入門」「市場経済入門」「経営史入門」、理学部では「数学通論」「現代物理学」「物理化学基礎」「無機化学基礎」「有機化学基礎」、医学部医学科では「細胞生物学」、工学部では「導入ゼミナール」、農学部では「食の倫理」「緑の保全」）において、基礎学力が不足している学生がいれば学習を促している。また、理学部数学科では、3年次編入学試験で合格した学生に対して、基礎学力に応じて、入学までに通信による添削指導を実施している。

さらに、基礎学力不足の学生に対する学習支援として、全学共通教育の数学については、数学学習支援室を設け定期的（毎週月～木曜日）に学習相談を行っている。また、社会人入試による入学者で、高等学校の数学を覚えていない学生に対しては、高等学校の教科書を貸与し、必要な部分を指定して順に自習させ、必要に応じて毎日でも大学に通わせて指導を行っており、平成25年度における前期の相談件数は延べ269件、後期は延べ66件であった。物理学等についても、随時学生の個別学習相談を行っている。そのほか、各学部において教務担当委員や修学指導教員等を配置し、個別に学生に対する修学相談や修学指導を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

平成20年度に学生募集を停止した経済学部夜間主コースでは、平成26年5月1日現在で2人の学生が在籍していたが、同年9月にすべての学生が卒業している。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

「教育憲章」に基づき全学的な学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その中で、以下のよう

に定めている。
「卒業あるいは修了までに、本学学生が、それぞれの課程を通じて達成を目指す学習目標は次のとおりとする。

「人間性」 豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立した社会人として行動できる。

「創造性」 伝統的な思考や方法を批判的に継承し、自ら課題を設定して創造的に解決できる。

「国際性」 多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努め、優れたコミュニケーション能力を發揮できる。

「専門性」 それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように、学士課程にあつては、幅広い知識とそれを基盤とした専門的能力を、また大学院の各教育課程にあつては、深い学識と高度で卓越した専門的能力を備える。」

さらに、各学部の特色に応じた学位授与方針を策定している。

例えば、経営学部の学位授与方針では、以下のよう

に定めている。
「卒業までに、次の能力を修得する。

- ・ 企業に代表される組織とそれを取り巻く社会や環境との相互依存関係の本質を理解できるような、豊かな一般教養と高い倫理性。
- ・ 経営に関する実際と問題を把握し、それを実践的かつ革新的に解決するための意思決定をおこなえる思考力と判断力をもつことができるような、経営学・会計学・商学領域の基本および専門的知識。
- ・ 経営に関する自分自身の考えを、国内だけでなく海外の人々にも適切に伝えることができる表現力およびコミュニケーション力。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

教学規則に「各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。」と定め、共通細則において成績評価基準を規定している。

より厳格な成績評価を実施するため、平成 23 年度入学生より成績評価区分を 4 段階（優・良・可・不可）から 5 段階（秀・優・良・可・不可）に変更するとともに G P A（Grade Point Average）を導入している。また、平成 24 年度入学生から学修成果の指標とするため、学期ごと及び在学中の通算 G P A を通知している。

各学部では、全学的な規則を踏まえて、学部規則等において成績評価基準及び成績評価方法を定め、学生便覧に記載し、入学時のガイダンス等で学生全員に配布し説明を行っている。さらに、シラバスに授業科目ごとの到達目標及びその成績評価方法を明記し、大学ウェブサイトにも掲載して学生に周知を図っており、その基準や方法に基づいて成績評価を実施し、単位認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-3③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性を担保する措置として全学統一のシラバスに成績評価基準を明記することを教員に義務付けている。その内容が明確であるかについては、学期ごとの授業評価アンケートにおいて学生の意見を聞いているが、平成 25 年度前期のアンケート結果では、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせると 67.8% となっており、おおむね高い評価を得ている。

平成 23 年度入学生からの G P A 導入に際しては、全学教務委員会で成績分布状況を検討した後、大学教育推進委員会等において成績評価等の在り方について検討を行っている。G P A 導入後はその活用に向け、大学教育推進委員会や全学教務委員会において部局ごとの G P A を点検し、成績評価等の状況を確認している。

また、各学部においても、例えば成績分布を学科内の他の教員に明らかにするなど、成績評価等の客観性、厳格性を担保する組織的な措置を講じている。

全学教務委員会等でも成績評価について議論し、全学的に取り組んでいるものの、一部の学部で「秀」「優」が多いなどばらつきが見られるため、一層の見直しが望まれる。

学生からの成績評価に関する申立て制度は、部局ごとに整備されており、平成 25 年度には全学教務委員会において全学的な申合せとして「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ」を策定し、申し立て手続きを組織的な措置としてより明確にし運用している。

これらのことから、学部によってばらつきがあるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-3④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針で定めた修得すべき能力等に応じた卒業認定基準を、教学規則、さらに各学部規則において学科、履修コースごとに定めている。また、早期卒業を実施している学部については、卒業認定基準に関する内規等を定めている。

これらの卒業認定に関する規則等は、学生便覧に掲載し、入学時のガイダンス等で学生全員に配布し、卒業に必要な単位数及び科目区分について周知を図っているほか、大学ウェブサイトを通じて学内外に周知・公表されている。

卒業認定については、各学部の教務担当委員会において、学位授与方針及び卒業認定基準に従って、学科、履修コースごとに定めた必修科目の単位修得状況や科目区分ごとに設定された単位修得数の条件を満

たしているかについて審査を行い、講座会議、学科会議等の審議を経て、教授会において卒業認定を行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

「教育憲章」に基づき策定した学位授与方針を踏まえ、大学院課程における教育課程の編成・実施方針を以下のように定めている。

「神戸大学は、本学の「教育憲章」及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、大学院課程においては国際的に通用する深い学識、高度で卓越した専門的能力を有する人材を養成するため、以下の大学院課程、並びにそれぞれの研究科・専攻の教育目標にあわせたカリキュラムを編成する。

1. 博士課程後期課程及び博士課程（医科学専攻）においては、自立した研究者として研究活動を遂行できる、または高度の専門性が求められる社会の多様な分野で活躍し得る、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。
2. 博士課程前期課程（修士課程）においては、深い学識の涵養を図り、研究能力または高度の専門的な職業を遂行するために必要な能力を培う。
3. 専門職学位課程においては、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、多様な学術研究を背景とした専門知識と実践的な専門的能力を涵養する。」

さらに、各研究科において、教育課程の特色に応じた教育課程の編成・実施方針を策定している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院の教育課程は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、授業や研究指導による体系的な教育課程を編成し、修了に必要な単位等を各研究科規則で定めている。各研究科においては、それぞれの研究科の特色を活かし、各学問分野の特性に応じたコースの設置や文部科学省「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」採択事業等による教育改革プログラム等により、授与される学位名にふさわしい教育課程が編成されている。

例えば、自然科学分野の5研究科（理学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科）においては、各分野の先端的な内容を理解するとともに、それぞれの専門的内容をより広い領域の中で適切に位置付けられるよう、自然科学系先端融合研究環における先端融合領域の研究成果を大学院教育に還元しており、自然科学系横断授業科目として「先端融合科学特論 I」「先端融合科学特論 II」を開講し、選択必修として学生に広い視野を身に付けさせることを図っている。さらに、5研究科の共同によって魅力的なテーマを選定し、これらを教育プログラム化した「自然科学系プログラム教育コース」を推進しており、平成25年度には、ゲノム機能科学（理学研究科・農学研究科連携）、計算数理（理学研究科・システム情報学研究科連携）、海洋環境科学（理学研究科・海事科学研究科連携）、計算ロボティクス（工学研究科・システム情報学研究科連携）、バイオリファイナリー（工学研究科・農学研究科連携）、減災戦略（工学研究科・海事科学研究科連携）、国際食料流通（農学研究科・海事科学研究科連携）の7コー

スを開設し、修了生には修了認定書を交付している。

専門職学位課程としては、法学研究科実務法律専攻と経営学研究科現代経営学専攻の2つの専門職大学院が置かれている。両専門職大学院では、学位授与方針及び学問分野・職業分野の特徴等を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的な教育課程を編成している。

なお、学位については、人文学研究科では修士（文学）・博士（文学又は学術）、国際文化学研究科では修士（学術）・博士（学術）、人間発達環境学研究科では修士（学術、教育学又は理学）・博士（学術、教育学又は理学）、法学研究科では修士（法学又は政治学）・博士（法学又は政治学）、経済学研究科では修士（経済学）・博士（経済学）、経営学研究科では修士（経営学又は商学）・博士（経営学又は商学）、理学研究科では修士（理学）・博士（理学又は学術）、医学研究科では修士（バイオメディカルサイエンス）・博士（医学）、保健学研究科では修士（保健学）・博士（保健学）、工学研究科では修士（工学）・博士（工学又は学術）、システム情報学研究科では修士（システム情報学又は工学）・博士（システム情報学、工学、学術又は計算科学）、農学研究科では修士（農学）・博士（農学又は学術）、海事科学研究科では修士（海事科学）・博士（海事科学、工学又は学術）、国際協力研究科では修士（国際学、経済学、法学又は政治学）・博士（学術、法学、政治学又は経済学）をそれぞれの専門分野に応じて授与している。また、専門職学位課程については、法学研究科では法務博士（専門職）、経営学研究科では経営学修士（専門職）の専門職学位をそれぞれ授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

国内外の他大学院との単位互換はすべての研究科で実施されており、特に、国際文化学研究科、経済学研究科、国際協力研究科においては、海外協定大学とのダブル・ディグリー・プログラムを実施している。さらに、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科の8研究科における秋入学の実施等、社会の要請や学生の多様なニーズに対応している。

また、日欧連携教育府では、EU圏大学の学位（修士）取得を含む、学部から大学院博士課程前期課程までの一貫した体系的な教育を行う大学独自のダブル・ディグリー・プログラムである「EUエキスパート人材養成プログラム」（経済学研究科、法学研究科、国際文化学研究科）を平成26年度から開始している。経営学研究科では、新規事業を創造し、共生を推進する能力を兼ね備えた戦略的経営の専門家（戦略的共創経営人材）をグローバルな観点から養成することを目的として、授業科目及び研究指導をすべて英語で行う博士課程一貫教育プログラム「Strategic Entrepreneurship and Sustainability Alliance Management Initiatives（戦略的共創経営イニシアティブ）SESAMIプログラム」を平成24年度から開始するなど、先端的な研究成果を取り入れた特色あるプログラムやコースを展開している。

国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、経済学研究科、保健学研究科、国際協力研究科の5研究科では、社会人学生に対し2年を超えない範囲で在学期間を延長できる長期履修制度を設けている。

経営学研究科現代経営学専攻では、働きながら学ぶ学生を対象にしているため、授業は金曜日夜間と土曜日の集中開講としており、仕事と学業の両立が可能となっている。また、夏休みを設けず、15コマの授業回数を確保した上で、51週で授業を行うことにより、1年半で修了できるコースも設けている。

平成20～25年度までに、文部科学省各種大学教育改革プログラムが11件採択されている。

平成 24 年度に文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「7大学連携先端のがん教育基盤創造プラン」においては、修士課程で地域密着型医学物理スペシャリスト養成コースの1コースを、博士課程で地域密着型放射線療法スペシャリスト養成コース、地域密着型がん薬物療法専門医養成コース、地域密着型がん緩和医療専門医養成コース、地域密着型がん薬物療法専門薬剤師養成コース、基礎・臨床融合先端がん研究者養成コースの5コースを設置している。これらの履修コースでは、人材養成の目的に照らし合わせ、近畿地区の7大学が相互に連携して、多種多様な講師による医療現場に近い実践的な教育を実施している。

平成 23 年度に採択された「東アジアにおけるリスク・マネジメント専門家養成プログラム」においては、神戸大学大学院国際協力研究科と復旦大学国際関係・公共事務学院(中国)、高麗大学校国際大学院(韓国)とでコンソーシアムを形成し、当該プログラムに参加する学生が、この三大学院における教育を組み合わせ、専門性を持つグローバル人材となることを目指すものである。

そのほかに、文部科学省による「大学院教育改革支援プログラム(大学院GP)」に2件、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に2件、「高度な専門職業人の養成プログラム」に1件、「グローバルCOEプログラム」に1件、「大学の世界展開力強化事業」に1件、「大学教育の国際化加速プログラム」に1件、「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」に1件採択されている。

さらに、支援期間が終了した教育改革プログラムにおいても、各研究科において教育に反映させ、継続的に展開するなど成果を上げている。

例えば、経営学研究科経営学専攻、経済学研究科経済学専攻、法学研究科理論法学専攻では、平成 24 年度に文部科学省の「卓越した大学院拠点形成支援補助金」の交付を受け、博士課程の学生に対し、RAとしての雇用や研究旅費、書籍購入の補助、共同研究のための施設・備品の整備、データベース等の共用、オンラインでの資料利用環境の整備を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

大学院課程における授業形態については、各研究科の教育目的や分野の特性を踏まえた上で、講義、演習、実験あるいは実習、学位論文の研究指導等の組合せ・バランスが適切になるように教務委員会等で検討し配置している。また、学習指導法についても、各研究科でそれぞれの教育目的や分野の特性に応じた工夫を行っている。

例えば、平成 20 年度の文部科学省大学院GP採択事業「古典力と対話力を核とする人文学教育」で開発した人文学研究科の「人文学フュージョンプログラム」では、原理論的研究とフィールドワークを融合させ、人文学共通の課題を理解する基盤的素養とともに、社会的現実を知る能力、他の分野や社会と意思疎通できる高度な学術的能力を養成する分野横断的なプログラムとして、受講した学生からも高い評価を受けている。当該プログラムは、支援期間終了後も、チュートリアルやコミュニケーション・ペーパーの活用等少人数教育を実現する教育手法により継続されている。

人間発達環境学研究科では、平成 19 年度の文部科学省大学院GP採択事業「正課外活動の充実による大学院教育の実質化(ヒューマンコミュニティ創成に資する多様な人材の養成)」を契機として、教員、大学院学生、学部学生が総体となり、国内・国際交流研究会並びに研究活動報告会を企画・実践する「学術WEEKS」を平成 20 年度から毎年度実施している。当該取組は、学生が企画段階から主体的に取り組む

ことで、On the Job Training (OJT) として、英語力、企画・運営力、広報力、発表力等の研究に重要なスキルを習得し、キャリアを育成する支援を行うという教育的な側面も持つもので、支援期間終了後も継続実施され、定着・発展してきている。

同じく、平成 19 年度の文部科学省大学院GP採択事業「経営学研究者の先端的養成プログラム（研究力・教育力・実践力の縦横断的養成）」についても、経営学研究科の博士課程における取組を継続しており、「論文作成セミナー」や「第2論文ワークショップ」の科目を設け、指導教員以外の教員から指導を受けたり、広い分野の研究者が参加した中での発表や討論を通じて、論文の質を高めたり、既存の分野を横断する新しい分野の論文作成を目指している。

専門職学位課程における授業形態については、講義と演習の組み合わせを基本とし、各研究科の教育目的や分野の特性に応じて配置している。

法学研究科実務法律専攻では、少人数による双方向・多方向的な密度の高い教育を行っており、科目の目的・性質に応じて、基礎的知識の修得に重点を置いたり、現実に生起している具体的な事例を素材に討論を行ったり、法的文書を作成させた上で添削指導を行うなど多様な授業手法を用いるよう工夫している。また、ビジネス・ローをはじめとする先端的な法律分野についての少人数ゼミの開講に加え、エクスターンシップも実施している。

経営学研究科現代経営学専攻では、現実の重要な問題を経営の現場で収集されたデータに基づいて議論し、そこから経営の進歩に役立つ理論的・実践的な研究と教育を目指すことが重要と考え、マネジメント関連の講義と併せて、学生が直面している実務上の課題を持ち寄り、共同して調査・分析を行い、解決策を探る「プロジェクト方式」と称する少人数による双方向の教育方式を取り入れている。さらに、学位論文の作成においても、「プロジェクト方式」による授業等で得た知識とスキルを最大限活用し、指導教員と学生との相互のコミュニケーションを図るように工夫している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院課程においては、当該大学院の学年暦によれば、1年間の授業期間は、定期試験期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、前期及び後期とも15週以上確保されている。

履修指導・支援については、各研究科において、入学時等におけるガイダンスを実施し、学生便覧等により単位制度の趣旨や履修方法等の説明を組織的に行っている。

また、準備学習・復習等の主体的な学習を促す工夫として、シラバスに授業のテーマと到達目標、教科書、参考書・参考資料等、履修上の注意（準備学習・復習、関連科目情報等を含む）を記載するとともに、オフィスアワー・連絡先を記載し、授業担当教員から直接指導を受けることができる仕組みを設けている。

専門職学位課程においては、法学研究科実務法律専攻では、当該大学院の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、前期に17週、後期に17週とされている。さらに、双方向ないし多方向的な討論を中心とする対話型の授業を効果的に推進するために、オリエンテーションやシラバス等で学生の事前準備を要求するとともに、復習のための学習時間を確保させるため、履修科目登録の単位数を、1年次は40単位、2年次は36単位、3年次はそれまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位を上限としている。経営学研究科現代経営学専攻では、履修指導については、オリエンテーション時に学生便覧等に基づいて単位制度の趣旨も含めて説明を行っているほか、シラバス等で学生の自主学習を促す工夫やワークショップやシンポジウム

を定期的に開催している。履修科目の登録については、50単位を上限としている。

なお、平成25年度に実施した学生生活実態調査の結果によると、1週間の平均予習復習時間は6.3時間、授業（実習等を含む。）時間は9.7時間、研究（実験を含む。）を行う時間は23.7時間となっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院課程及び専門職学位課程では、シラバスの標準化を進めるため、既存の教務情報システムを利用した統一様式によるシラバスのウェブ化を行っている。医学研究科を除く各研究科のシラバスは、日本語版及び英語版が作成され、当該システムを通じて周知・公表されている。なお、医学研究科のシラバスについては、大学院医学研究科・医学部ウェブサイトを通じて日本語版及び英語版が周知・公表されている。

全研究科のシラバスの項目は、基本情報（科目分類、時間割コード、開講科目名、主担当教員、開講年次、開講区分、曜日・時限、単位数）、授業のテーマと到達目標、授業の概要と計画、成績評価と基準、履修上の注意（準備学習・復習、関連科目情報等を含む）、学生へのメッセージ、今年度の工夫、教科書、参考書・参考資料等、授業における使用言語、キーワード、参考URLとしている。なお、平成25年度からは、単位の実質化への観点から学生の主体的な学習を促すために、シラバスの履修上の注意に準備学習・復習の記載を追加している。

さらに、授業科目間の体系化や改善のため、教員がシラバス入力後、教員間で内容をチェックできるよう、教員対象公表期間設定を設け、各部局において組織的にチェックを行う一方、全学教務委員会においても、議長が各研究科の委員に点検の依頼を行っている。

専門職学位課程の経営学研究科現代経営学専攻では、学生の授業の予習と復習の便宜を図るため、統一様式のシラバスに加え、より具体的な学習目標と授業計画を含む「詳細シラバス」が別途提供され、周知・公表されている。

平成25年度前期における大学院学生による授業評価アンケートでは、シラバスの適切性を問う設問に対して、肯定的回答が82.9%、否定的な回答が4.8%という結果となっている。

また、専門職学位課程において独自に実施している学生による授業評価アンケートでは、「授業内容がシラバスに沿っていたか」という質問に対して、法学研究科実務法律専攻の場合は、5点満点で4.17点（平成25年度前期）、経営学研究科現代経営学専攻の場合は、5点満点で4.44点（平成24年度）と高い評価となっている。

さらに、平成25年度に開催した学生・教職員による教育懇談会においては、参加した学生の多くが、科目選択時にシラバスを利用したと回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、多くの場合に科目選択のために利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

社会人学生の履修を容易にするため、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科の13研究科において、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を適用し、平日の夜間や土日に授業を開講しており、当該研究科に在籍する学生に配慮した時間割を設定している。研究指導や履修相談等についても、指導教員が平日の夜間・土日に電子メール等

で対応している。また、経済学研究科の社会人コース及び経営学研究科現代経営学専攻では、土曜日だけの授業によって修了に必要な単位を修得することも可能としている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科における研究指導は、指導教員が主となり教育課程の趣旨に沿った計画の基に実施しており、必要に応じ、他分野の教員の協力を得るなど複数教員によるチーム型指導体制も取り入れている。研究テーマは、入学出願時に学生が提出した研究計画書等を勘案しつつ学生の自主性を尊重した上で、指導教員が教員自身の研究分野との関連性等を踏まえながら、指導を行って決定している。

論文指導についても同様に指導教員が主となり段階的に進めていく制度を整えており、研究テーマによっては同一研究科あるいは他研究科教員の協力を得るなどチーム型指導体制を取り入れ、また、多面的な見方や多様な分野の教員からの指導や助言を確保するため、研究会やセミナー等を活用している。

また、大学院学生の海外派遣を促す取組を各研究科で行っている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

「教育憲章」に基づき全学的な学位授与方針を策定し、さらに各研究科の特色に応じた学位授与方針を策定している。

例えば、農学研究科の学位授与方針では、食料共生システム学専攻において、以下のように定めている。

「前期課程では、農業生産の基盤と食料の生産・加工・流通・消費にかかわる様々な問題を解決できる高度な専門的知識と研究能力を身につける。後期課程では、我が国にとらわれない広汎な視点から、持続的かつ効率的な食料の生産と供給を可能にするシステムの構築とその発展に貢献しうる高度な研究能力並びにその基礎となる深い学識及び卓越した専門的能力を修得する。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

教学規則において成績評価基準を定め、公表することを規定し、共通細則において成績評価基準を定めている。より厳格な成績評価を実施するため、平成23年度入学生より成績評価区分を4段階（優・良・可・不可）から5段階（秀・優・良・可・不可）に変更している。

各研究科では、これらの全学的な規則を踏まえて、研究科規則等において成績評価基準及び成績評価方

法を定め、学生便覧に記載し、入学時のガイダンス等で学生全員に配布し説明を行っている。また、シラバスに授業科目ごとの到達目標及びその成績評価方法について明記し、学生に周知を図るとともに、大学ウェブサイトを通じて周知・公表されており、その基準や方法に基づき学生の成績評価を実施し、単位認定を行っている。

さらに、一部の研究科ではGPAを導入しており、法学研究科実務法律専攻では、成績評価区分を秀・優・良上・良・可上・可・不可の7段階とした上で、2年次進級条件としてGPAを活用している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性を担保する措置として、全研究科において、全学統一のシラバスに成績評価基準を明記することを教員に義務付けている。その内容の明確性に関しては、学期ごとの授業評価アンケートにおいて学生からの評価を受けており、おおむね高い評価を得ている。また、平成25年度に実施した学生・教職員による教育懇談会においても、成績評価基準について「妥当であった」との意見がほとんどを占めている。

学生からの成績評価に関する申立て制度は、部局ごとに整備されており、平成25年度には全学教務委員会にて全学的な申合せとして「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せを策定し、申立て手続きを組織的措置としてより明確にし運用されている。

さらに、各研究科においても、成績評価等の客観性、厳格性を担保する組織的な措置を講じている。例えば、法学研究科実務法律専攻では、一部の科目で成績評価の割合を定め、すべての科目の成績分布表を学生に配布している。また、経済学研究科では「マクロ経済学」「ミクロ経済学」等の複数教員が担当する基礎的な科目に関し、教務委員が毎年度の成績分布、合格状況等に著しい偏りがないかをチェックしている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科において、学位授与方針に基づく学位論文評価基準を定め、学位審査要項等とともに学生便覧に掲載する一方、入学時のガイダンス等で学生全員に説明を行うとともに、大学ウェブサイトを通じて周知・公表されている。

学位論文審査については、学位規程及び各研究科の細則等に審査体制や手続きを定めており、研究科教授会又は委員会において当該研究科の教授2人以上の審査委員（修士論文においては、審査委員は2人以上で、1人は教授）を選出している。審査委員は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験の結果を教授会に報告し、教授会において審議の上、無記名投票により学位授与の議決を行っている。

専門職学位課程においては、教学規則に基づき、各研究科において、学位授与方針で定めた修得すべき能力等に応じた修了認定基準を定め、学生便覧に掲載し入学時のガイダンス等で学生全員に配布して周知を図っているほか、大学ウェブサイトを通じて周知・公表されている。

例えば、経営学研究科現代経営学専攻では、「現代経営学演習」（専門職学位論文（修士論文））の単位認定は、研究科の学位授与方針に基づき、総合的に評価（1. 論文に対して誠実かつ真摯に取り組んでいる、2. 仕事で抱いた問題意識に関連したテーマとしている、3. 現実に対して意味のある結果と含意を導出している、4. その含意を導くプロセスが信頼に足り、説得力がある。）した上で、公開審査会での評価（主査1人と副査2人）に基づいて行われ、最終的な単位認定及び課程修了判定は教授会において行われている。その際に、公開審査会に参加した教員等、他の教員からの異議申立ての機会が与えられている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「異文化研究留学プログラム（ICSSAP）」「法経連携専門教育プログラム」「5年一貫経済学国際教育プログラム（IFEK）」「Kobe International Business Education and Research Program（KIBERプログラム）」「EUエキスパート人材養成プログラム」等の各専門分野における独自の教育プログラムを展開し、優秀で意欲ある学生に対して発展的な学修を促進している。
- 平成24年度に採択された文部科学省「グローバル人材育成推進事業」では、文学部、国際文化学部、発達科学部、法学部、経済学部、経営学部の6取組学部において、卓越した外国語能力と高度な専門性を持って、地球規模での現代的諸課題に立ち向かい、国際社会の持続可能な発展を可能とする「問題発見型リーダーシップ」を発揮できる「グローバル人材」の育成を目的として、全学共通教育においてグローバル共通科目やグローバル英語コース（GEC）を、専門教育において外国語で実施するグローバル専門科目を開講している。
- 平成24年度に文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「ASEAN諸国との連携・協働による次世代医学・保健学グローバルリーダーの育成」では、医学・保健学分野において第一線で活躍できるグローバルな医師、教育研究者、高度医療専門職者及び医療産業人の養成を目的としており、英語による実践的コミュニケーション能力を得させるため、ASEAN諸国の大学における4週間の病院実習（単位化）を学部学生に対して行っている。
- 文部科学省による大学教育の改革のための各種プログラムに採択された「基礎・臨床融合による基礎医学研究医の養成プログラム」「キャリアシステム・神戸REEDプラン」「7大学連携先端的がん教育基盤創造プラン」「東アジアにおけるリスク・マネジメント専門家養成プログラム」を実施しているほか、文部科学省からの支援が終了している「ジャーナリズム・プログラムの拡充による国際公共人材の育成拠点形成」「PEPコース導入による先進的英語教育改革」「アクション・リサーチ型ESDの開発と推進」等についても、全学的な教育及び各学部・研究科においてプロジェクトの成果を反映させた取組を継続している。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

過去5年間（平成21～25年度）の学士課程の標準修業年限卒業率は76.1%、標準修業年限×1.5年以内の卒業率は93.2%、学士課程（編入学）の標準修業年限卒業率は80.8%、標準修業年限×1.5年以内の卒業率は96.1%、博士前期課程の標準修業年限修了率は86.9%、標準修業年限×1.5年以内の修了率は93.3%、博士後期課程の標準修業年限修了率は47.1%、標準修業年限×1.5年以内の修了率は65.3%、専門職学位課程の標準修業年限修了率は88.5%、標準修業年限×1.5年以内の修了率は94.7%となっている。国際文化学部の標準修業年限内卒業率は53.1%と他学部と比べて低くなっているが、留学する学生が多いためであり、標準修業年限×1.5年以内の卒業率は97.5%と他学部と同様の水準になっている。

過去3年間（平成23～25年度）の平均留年率は、学士課程7.5%、博士前期課程（修士課程含む。）6.8%、博士後期課程30.6%、専門職学位課程3.8%となっており、平均休学率は、学士課程3.3%、博士前期課程（修士課程含む。）4.1%、博士後期課程（博士課程含む。）16.5%、専門職学位課程1.6%となっており、平均退学率は、学士課程1.0%、博士前期課程（修士課程含む。）2.0%、博士後期課程（博士課程含む。）8.2%、専門職学位課程2.5%となっている。

平成23～25年度の各種資格の取得状況はそれぞれ、教育職員免許状は延べ430人、416人、422人、学芸員は40人、43人、39人、医師は86人、116人、97人、看護師は75人、76人、75人、保健師は84人、79人、79人、助産師は5人、5人、5人、臨床検査技師は40人、38人、41人、理学療法士は22人、21人、17人、作業療法士は20人、21人、19人、3級海技士（航海）は22人、15人、29人、3級海技士（機関）は28人、17人、19人、司法試験は69人、60人、46人、公認会計士は33人、29人、36人となっている。そのほか、多数の学生が国際学会や全国規模の学会等で研究成果を発表し、優秀論文賞等を受賞するなど、学生の研究成果が各種学会等において評価されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

全学部及び大学院前期課程の開講授業科目を対象に毎学期実施している授業評価アンケートの結果（平成25年度前期）によると、授業理解に関する設問に対する肯定的な回答は、学部で69.0%、大学院前期課程では80.0%、また、総合的な満足度に関する設問に対する肯定的な回答は、学部で75.7%、大学院前期課程で88.0%となっており、学部・大学院前期課程ともに一定の達成度、満足度が得られている。

また、卒業・修了予定者を対象に毎年度実施している卒業・修了時アンケートによれば、当該大学が修

得させることを目標としている能力ごとの修得状況に関する設問では、「英語等の外国語」については改善の余地が見受けられたが、学部では「深い専門知識・技能」「総合的なものの見方」「課題を設定し解決していく能力」「コミュニケーション能力」を、大学院では「深い学識」「高度の専門知識」「総合的なものの見方」「課題を設定し解決していく能力」「コミュニケーション能力」「プレゼンテーション能力」「コンピューターを使う（情報処理）能力」を身に付けることができたとする肯定的な回答が70%以上となっている。加えて、学部及び大学院で受けた教育に対する満足度については、肯定的な回答が学部で82.0%、大学院で91.2%となっており、卒業・修了時アンケートからも達成度や満足度が高い。

そのほか、平成24年度（大学院は平成25年度）から実施している学生・教職員による教育懇談会においても、学士課程（平成25年度参加者は29人）において、当該大学の教育に対して満足しているとの回答が多くを占めている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

過去5年間（平成21～25年度）の各学部卒業生の進学率の平均は、文学部12.4%、国際文化学部8.2%、発達科学部19.6%、法学部21.4%、経済学部5.0%、経営学部3.2%、理学部75.7%、医学部（医学科を除く。）22.6%、工学部77.1%、農学部68.4%、海事科学部59.8%となっており、各博士前期（修士）課程修了生の博士後期（博士）課程への進学率は、人文学研究科30.2%、国際文化学研究科21.2%、人間発達環境学研究科11.1%、法学研究科25.1%、経済学研究科22.5%、経営学研究科29.5%、理学研究科14.9%、医学研究科20.6%、保健学研究科24.6%、工学研究科6.0%、システム情報学研究科3.7%、農学研究科9.8%、海事科学研究科12.4%、国際協力研究科19.0%となっている。

また、学士課程及び博士前期（修士）課程の就職希望者就職率は、それぞれ過去5年間（平成21～25年度）の平均が88.4%、88.9%と高い水準を維持している。就職状況については、各学部・研究科の教育目的に合致した産業分野及び職種への就職者が多くなっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

ホームカミングデイに来訪した卒業（修了）生を対象に毎年度実施している卒業（修了）生アンケートの結果（平成24年度）では、「教養教育を受けたこと」「専門教育を受けたこと」について「役立っている」旨の回答から、当該大学の教育を通じて得られた知識やスキルが仕事に役立っていると感じている卒業（修了）生が多くなっている。

また、隔年で実施している就職先機関へのアンケート（平成25年度）において、当該大学の卒業（修了）生に対する満足度に関する設問に対し、学部で98.8%、大学院で95.4%と、ほとんどの企業から肯定的な回答が得られている。さらに、卒業（修了）生が就職した機関に対するインタビューでは、概して、卒業（修了）生の基礎的能力について高い評価が得られている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区の4つの主要キャンパスを有し、その校地面積は六甲台地区が306,023㎡、楠地区が48,072㎡、名谷地区が28,369㎡、深江地区が67,632㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は計440,899㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校舎等施設には、講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。運動施設としては運動場（5か所）、体育館（5か所）、プール（3か所）、テニスコート（5か所）、武道場（2か所）、弓道場、屋内多目的施設等を備えている。

施設の整備計画については、第2期中期計画期間の施設整備重点事業の策定や学内巡視を行うキャラバン等を実施している。継続的な施設点検・評価と、客観性・公平性を確保した計画的な修繕管理を目指して、全学的な評価・審査組織として施設マネジメント委員会を設置し、施設整備を推進している。

耐震化については、施設整備費補助金等の活用により実施し、平成26年度中に耐震化率は100%となる予算措置が講じられている。

また、平成20年度以降のバリアフリー化及び安全・防犯等を目的とした整備についても耐震化事業等に併せて、スロープ、昇降機、身障者トイレ、外灯の整備を進めており、平成20～25年度の実績では、スロープ24か所、昇降機39か所、身障者トイレ34か所、外灯36か所を整備している。

さらに、防犯対策については、安全衛生・環境管理統括室が、防犯対策及び学内での盗難発生状況を分析し、その結果を踏まえて、防犯カメラの設置、学舎警備等業務の強化（巡視経路の変更）及び意識啓発活動の推進についての具体的な防犯対策を策定（平成26年7月）している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

キャンパス情報ネットワークシステムは、分散するすべてのキャンパス間を結ぶ有線LANにより、大容量かつ高速で安定した学内ネットワークを整備している。学内ネットワークシステムでは、セキュリティポリシーやアドレス体系が異なる教育研究系や事務系のネットワークを統合し、一元的に管理し運用している。

キャンパス内の約320か所に無線LANアクセスポイントを設置し、統一された集中管理型無線LAN

システムを整備することにより、教育研究用計算機システムのユーザ認証基盤と一体化している。1台のアクセスポイントで同時に複数の無線接続が可能で、多くの教室で無線接続ができる環境が整備されている。学外からも外部プロバイダ等を介して接続した際に、学内とはほぼ同様のネットワーク環境を利用できるVPN接続サービスも提供している。教育研究用計算機システムは、先進的な技術を用いて教育研究活動を支援する情報基盤として整備している。人事給与・教務システムと連動したユーザ管理によってユーザアカウントの即日登録ができ、利用者は入学や着任後数日以内にすべてのサービスが利用できる。当該大学構成員のアカウント登録率は100%になっている。教務・図書館・会計業務・大学情報データベース・情報端末・認証無線LAN・学認システム等学内のICTシステムでのユーザ認証を統一化し、利用者の利便性を高めている。

情報処理学習の施設としては、大学教育推進機構、情報基盤センター、附属図書館及び各研究科等に教育用端末を設置する教室等を33室設置しており、半数以上の教室で夜間の開放も行っている。

授業や自習用の教育用端末については、遠隔地を含むキャンパス全域に1,291台（管理用端末10台を含む。）を設置し、一元的管理を行い、すべてを同一ファイルサーバに接続することとなっている。一方で、パソコンの数が足りないという一部の学生の声があるものの、これらのシステムは、授業や自学自習のための豊富なアプリケーションとともに利用されており、利用者の利便性向上及び有効活用に資するため、情報基盤センターウェブサイトにて空席状況をリアルタイムで表示している。平成25年7月からソフトウェアの教育機関向け総合契約を締結し、オフィスソフトやOS、ウィルス対策ソフト等の利用サービスを行っている。これにより学修支援や管理コストの削減のほか、セキュリティ対策の強化を図っている。

情報環境の変化に対応して、各種実施手順書を改定し、情報セキュリティポリシーを見直しつつ、新たにSNSガイドライン「インターネット上のサービス利用に関するガイドライン」も作成している。また、新入生全員が情報科目「情報基礎」を受講することにより、情報リテラシーを身に付けるようにしており、教職員に対しても適宜研修や啓発活動の機会を設けている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当該大学の附属図書館は、各学部・研究科の研究領域をサポートする専門図書館と、国際文化学図書館に併置された総合図書館から構成され、主要なサポート対象学部・研究科の教育研究組織及び教育課程に応じて図書等の資料が系統的に整備されている。

附属図書館における平成25年度末現在の蔵書数は3,746,715冊、雑誌は45,613タイトルとなっている。また、マイクロフィルム、DVD等については、50,065点の資料を収集している。学生用資料の選定は、附属図書館運営委員会が定めた「学生用資料整備計画大綱」に基づき、各図書館室が学生用資料の範囲、選定体制・方法等の整備計画を策定し、実施している。シラバス掲載図書を網羅的に収集するとともに、主題分野に特化した重点的な選定・整備を実施しており、学修用図書及び専門教育図書等を幅広く整備している。また、大学が推進するグローバル人材育成の支援のため、平成24年度に語学学修、留学、日本文化・異文化理解等に関する図書コーナーを4館室に、平成25年度に英語多読資料コーナーを総合図書館に設置するなど、時宜に応じた資料収集・提供も行っている。

電子ジャーナルについては、全学共同利用する電子的な教育研究基盤資料として、平成25年度は20,244誌の電子ジャーナルと33種類のデータベースを提供している。

平成25年度の全館室の入館者総数は940,137人、貸出総冊数は279,332冊(うち学生は238,670冊)となっている。学生への貸出総冊数は平成13年度から10年以上にわたり年間22万冊前後の水準を維持しており、一人当たりの貸出冊数も平成25年度は年間14.0冊で、全国平均(約10冊)を上回っている。平成18年度から、前年度に整備した学生用資料について、利用状況の分析等による収集資料の選定評価を実施している。このほか、定期的に利用者アンケート等を実施し、利用者満足度を測り、学生のニーズに基づいて休日開館・開館時間の延長、人文科学系図書館にラーニング・コモンズを設置するなど、サービス向上に役立っている。電子ジャーナルの利用については、リンクリゾルバ(文献データベースと電子ジャーナルを連携利用できるシステム)を導入するなど効率的な電子資料利用環境を提供しており、フルテキストへのアクセス数は主要14社のものだけで年間約93万件に上っている。

また、当該大学は大きな高低差のある六甲台キャンパス及び遠隔地キャンパスで構成されることから、図書配送サービスを実施しており、平成23年度に六甲台キャンパス学部学生にサービスを拡大し、利便性を向上させたことから利用数は増加し、平成25年度には実施当初(平成13年度)の10倍となる24,028冊になっている。

さらに、所蔵する貴重な資料や研究成果について、学内外からの有効活用をさらに図るため、電子図書館システムによる新聞記事文庫、震災文庫、学内研究成果を中心としたデジタルアーカイブ事業を展開している。学術成果リポジトリでは、平成25年度末現在の登録数は18,500件、年間ダウンロード数は962,236件となっている。平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として開設した「震災文庫」では、図書・雑誌等公刊されているものから文集・レジュメ・チラシ類に至るまで多種多様な資料収集に努めた結果、平成25年度末の資料総数は51,589点、電子コンテンツ作成総数は5,050点となっている。平成25年度の来訪閲覧者は、改修工事のため平成25年9月～平成26年3月まで閉室のため85人であったが、平成24年度では296人となっている。また、平成25年度のウェブサイトへのアクセス数は20,640件となっている。電子コンテンツ(震災文庫デジタルアーカイブ)では、人と防災未来センター、兵庫県立図書館との横断検索を実施し、国立国会図書館東日本大震災アーカイブとの連携も行っている。これらの活動には、「これからの図書館のあり方を示唆するような先進的な活動を行っている。」として、NPO法人知的資源イニシアティブから「Library of the Year 2010 優秀賞」が授与されている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

当該大学では附属図書館や教育端末室の開放利用を推進している。各学部・研究科等においても、自習室の設置や講義室・演習室の開放に加え、目的に応じた自主的学習スペースの拡充や環境の整備を行い、各部局の学生便覧やウェブサイトにて利用を促している。

「神戸大学ラーニング・コモンズワーキンググループ報告書ー学びの空間のリインベンション」を取りまとめ、「基本デザイン」「設置ガイドライン」「運用デザイン」の3つの方針に基づき、学生の動線や立地条件を踏まえたラーニング・コモンズを整備・運用している。平成25年度に人文科学系図書館に、平成26年度に社会科学系図書館にラーニング・コモンズを設置し、授業で使用されているほか、学生同士の読書会や研究会等、学生の主体的な学習の場として活用され、情報基盤センター分室、鶴甲第1キャンパス、自然科学系図書館に大規模ラーニング・コモンズを設置することが決定されている。また、ラーニング・コモンズでの活動を考える連続イベント「神大なんでも計画@ラーニングコモンズ」を実施し、学生の意見を取り入れながら整備を進めることとしている。

国際コミュニケーションセンターでは、ネイティブスピーカーである外国人留学生（TA）（平成25年度前期15人、後期15人）や教員（平成25年度前期7人、後期8人）が配置され、授業外での外国語体験の場となるハブ室（4室）が整備されており、平成25年度の自習利用者数は1,774人となっている。また、学部学生対象の英語外部試験（TOEIC・TOEFL）対策用の学習教材や外国語ソフトを活用した自主学習や、課題に取り組む環境を提供するCALL室（11室）が整備されており、平成25年度の自習利用者数は528人となっている。

各部局の自主学習施設の効果的な利用例として、経営学部では、授業時間外の自学自習を支援する体制として、自習室、統計ソフトウェア・数式処理ソフトウェアが搭載されたパソコンが自由に使える教室（PCラボ）を整備し、各種データベースの利用やオンライン情報検索が可能となる環境を整えている。また、医学部では学生のニーズにより図書館の24時間開放や情報端末室の学生開放、空き教室の利用が簡単にできるシステムを整備し、チュートリアル教室におけるグループ自習ができる環境を整えている。大学院学生には大学における継続的・安定的研究のため、24時間利用可能な院生研究室や院生談話室が、各研究科において設けられている。

これら自主的学習環境に対する学生のニーズや利用満足度については、毎年度実施している卒業・修了時アンケートで把握しており、70～80%程度の満足度が得られている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

各学部・研究科において、新入生（編入生を含む。）を対象とした履修ガイダンス等を、学科（専攻）別、履修コース別に実施している。また、在学生に対してもそれぞれの教育課程の特性に応じ、必要な時期に履修コース、専門分野、研究指導等選択にガイダンスを行っている。

新入生を対象に実施している入学・進学時アンケートにおいて、「オリエンテーション・ガイダンスの内容はわかりやすかったですか」との質問に対し、学部では肯定的な回答が63.6%、否定的な回答が13.8%となっており、大学院ではそれぞれ80.1%、8.0%となっている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学修支援に関する学生のニーズは、全学的に実施している卒業・修了時アンケート及び入学・進学時アンケートや、3年に1度実施している学生生活実態調査等を通じて把握している。また、平成24年度から学生・教職員による教育懇談会において、学生から直接意見を聴取する一方、平成25年度から新入生を対象にグローバル人材育成に関する意識調査を実施し、学生のニーズ把握に努めている。

学修相談・助言及び学修支援については、オフィスアワーや電子メールを活用した学修相談等の対応を全部局において実施しており、授業情報やシラバス等の大学ウェブサイトへの掲載、初回授業での情報提供等により学生に周知を図っている。そのほか、履修アドバイザーの設置、担任制の採用、TAの活用等の取組が行われている。大学院課程においては、研究指導教員が学修相談、助言を行っている。全学共通教育では、教員及び大学院学生の学習サポーターにより、数学学習支援室を昼休みに常時開設し、国際コミュニケーションセンターでは「英語支援プログラムKALCS」において、プレゼンテーションやライティングのセミナーや個人指導等を行っている。また、卒業（修了）時アンケートにおいて把握された学

生のニーズに基づき、学部学生の自主的な英語学習活動を促進するため、受験料を大学が負担する英語外部試験を導入するなど、英語能力の向上に資する支援を行っている。

外国人留学生への学修支援については、留学生センターが各部局の留学生指導教員との連携の下に、日本語・日本文化・日本事情教育や修学・生活上の諸問題について個別指導を行い、多様化する外国人留学生のニーズに応えている。工学研究科では「留学生サロン」を設置し、日本人講師による日本語能力の向上と日本の文化や生活について学ぶことのできる場を提供するなど、留学生指導教員やチューターによる学修支援体制を構築している。また、英語版シラバスの大学ウェブサイトへの公開や証明書自動発行機により英文証明書を発行するなど、学内文書等の英文化に努めている。

社会人学生への学修支援については、大学院国際文化学研究所、人間発達環境科学研究科、経済学研究所、保健学研究所、国際協力研究科の5研究科において長期履修制度を設け、修業年限の延長及び授業料負担の軽減措置も行っており、学生が勤務しながら研究を継続できる体制を整えている。

障害のある学生への学修支援については、全学的にバリアフリー化のための整備を進めるとともに、学務部、全学共通教育部及び所属学部の連携のもと対応に当たり、支援が必要な学生の入学時に、ソフトとハードの両面からの支援について協議している。ハード面においては、車椅子対応可能な机の設置等障害のある学生の必要性に応じた施設・設備に改善している。また、ソフト面では、期末試験時間の延長、授業の進め方に関する留意事項の周知等を行うとともに、キャリアセンターのボランティア支援部門の協力を得て、ノートテイクや補助学生を配置するなど、学修支援体制を整備している。さらに、発達障害のある学生への対応として、発達科学部では障害学生支援個別受講システムを導入した発達障害のある学生のための授業用の部屋を設け、対人関係に障害を持った学生が安心して講義を受講できるようにしている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

正課教育だけでは得られない人間形成に必要な経験の場である課外活動を支援するために、平成25年度現在、大学公認課外活動団体として、文化総部32団体、体育会51団体、応援団総部2団体、学生会9団体、サークル連合9団体及び特定団体4団体を対象として、活動実績・活動計画・部員数に応じた課外活動団体助成費による物品援助を行っているほか、神戸大学育友会費からの助成や、学生のニーズに応じた高額物品の援助も行っている。さらに、平成23年度からは、全国大会に出場する体育系団体や有償で学外施設を利用する文化系団体に、神戸大学基金から支援金を支給している。

また、課外活動の成果が特に顕著であり、当該大学の課外活動の発展に功績があったと認められる団体及び部員に対して表彰を行っている。

なお、課外活動が円滑かつ安全に行われるよう、毎年度、各課外活動団体の代表を集めたリーダーズトレーニングを実施し、活動における諸注意の周知や各団体からの要望等に関する意見交換を行うとともに、各団体のリーダーの資質向上や団体相互間の連携促進等の支援も行っている。

課外活動施設の整備として、六甲台地区の武道場を改修し、併せて隣接するエリアにトイレ及びシャワー室を備えた部室棟を新築している。また、テニスコートの全面オムニコート化や洋弓部の練習場の改修を行い、老朽化した部室棟を建て替えるとともに、学生会館には盗難予防策として防犯カメラを設置するなど、より快適かつ安全に学生が課外活動施設を利用できるように環境を整備している。

運動施設、課外活動施設等の利用については、学生生活案内や大学ウェブサイトに掲載し、利用手続き等について学生に周知を図っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関するニーズについては、学生生活実態調査や「学生なんでも相談」のほか、各部局でのオフィスアワーや、担任制、教務委員・学生委員による相談の受付等により日常的に把握している。3年ごとに全学生を対象として実施している学生生活実態調査では、家庭、経済状況、入学動機、授業、卒業後の進路、学生生活・余暇、課外活動、社会的奉仕活動、福利厚生施設、学生寮等の状況についてアンケート調査した後、分析を行い、ニーズの把握に努めている。

相談・助言体制の整備に関しては、学生センターに「学生なんでも相談」窓口を設置し、平成25年度には76件の相談があり、問題解決へのアドバイスを行うほか、相談内容によっては、さらに適切な相談窓口等を紹介している。また、各学部等においても学生委員や指導教員、担当教員、担当係等が連携して対応している。

健康に関する相談・助言等については、保健管理センターにおいて、内科医等による「からだの健康相談」と、カウンセラーや精神神経科医による「こころの健康相談」を開設して対応しており、平成25年度の学生からの相談件数は、前者が3,768件、後者が2,619件となっている。

各種ハラスメントの相談等については、「ハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、各学部等にハラスメント相談窓口を設置するとともに、全学的な対応体制を整備し、事案に応じて対応することとしている。一方で、学生に対する周知は必ずしも徹底されていない。

進路や就職、ボランティアに関しては、キャリアセンターが中心となり支援を行っている。同センターのキャリア支援部門では、キャリアカウンセラーの資格を持つアドバイザーを常時配置し、進路や就職相談を行っているほか、全学キャリア・就職ガイダンスの開催やキャリア科目を開講している。ボランティア支援部門では、被災地へのボランティアバスの運行、ボランティア講座やボランティア科目を開講するなど、両支援部門において学生のキャリア形成全般の支援を行っている。また、東京オフィスにもキャリアセンター東京分室を併設し、経験豊富なキャリアアドバイザーを常時配置することにより、東京方面で就職活動を行う学生のための情報提供や就職相談、模擬面接等の対応を行っている。進路や就職支援については、各学部・研究科の担当部署や就職担当教員においても行っており、特に国際文化学部にはキャリアデザインセンター、発達科学部にはキャリアサポートセンター、法学部・経済学部・経営学部・国際協力研究科のキャンパスには六甲台就職情報センターを設置し、それぞれが自発的に活動しながら情報の共有や相互の行事告知等連携・協力している。

障害のある学生への支援については、各部局、学務部及び保健管理センター等の連携のもと、個々の学生の必要に応じた生活支援を行っており、例えば、聴覚障害のある学生を受け入れる際には、キャリアセンターボランティア支援部門の協力を得て、ノートテイクの配置、手話通訳等の適切な支援を行っている。

外国人留学生への支援については、留学生センターが、新入留学生を対象としたオリエンテーションを前期2回、後期2回実施しており、在留、修学、生活に関する情報、日本語教育プログラムに関する情報

を日本語と英語で提供しており、平成25年度には前期に73.5%、後期に97.8%の外国人留学生在が参加している。外国人留学生の修学・生活に関する相談については、各部局において留学生担当教員や大学院学生チューター等を置き、サポートを行うとともに、留学生センター相談指導部門において教員2人が週8コマの相談指導時間を設け、問題解決のための助言を行っている。さらに、留学生センターの他部門専任教員7人全員も各週に1回1コマのオフィスアワーを設け、全学の外国人留学生の日本語学修に関する相談に多言語（日本語、英語、韓国語、中国語、イタリア語）で対応している。そのほか、相談指導部門の教員は留学生課、各部局の留学生担当教員と密接に連携し、外国人留学生の支援体制の拡充、危機管理対応を行っている。

また、留学生センター相談指導部門の教員が顧問を務める神戸大学公認課外活動団体「Truss」と連携して、キャンパス案内、外国人登録、国民健康保険加入、銀行・郵便口座開設及び公共料金引き落とし、定期券購入等の手続きの支援、健康診断サポート、ウエルカムパーティー及び留学生支援バザーの開催等を通じて日本人学生と外国人留学生との国際交流及び留学生支援活動を進めている。平成25年度には「Truss」の協力を得て、当該大学を初めて訪れる外国人留学生のために、神戸ロケーションマップ及びキャンパスマップとともに外国人留学生必須の情報を掲載した『KOBE UNIVERSITY Map and Introduction』を作成している。さらに、留学生センター交流推進部門の教員が、外国人留学生、外国人研究者及びその家族を支援するボランティア団体「KOKORO-Net in 神戸」の事務局を担い、日本文化・日本事情の紹介や外国文化の紹介をする「ココロカフェ」、日本語講座、サポート活動等の支援活動を行っている。

日本あるいは日本企業への就職を目指す外国人留学生を対象とした就職支援活動については、平成25年度には、6月に就職活動のための基礎知識を学ぶセミナー、11月に就職活動の実践的な内容を学ぶセミナー、12月に約30社の企業を招へいして行うグローバルキャリアセミナーを開催するとともに、就職を希望する学生に企業の求人情報を直接送るメーリングリストの運営も行っている。

これらのことから、ハラスメント相談体制に関する学生への周知の点では十分とはいえないものの、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生への経済面の援助に関しては、学納金の免除として、入学料免除及び徴収猶予の制度、授業料免除及び徴収猶予の制度があり、奨学金として、日本学生支援機構奨学金、民間奨学団体・地方公共団体の各種奨学金、神戸大学基金や後援会等による大学独自の奨学金及び各学部や研究科独自の奨学金がある。また、神戸大学基金や同窓会組織等による海外留学・研修等に要する経費への助成や支援も行っている。

入学料免除及び徴収猶予の制度、授業料免除及び徴収猶予の制度、奨学金制度等に関する情報及び学生寮に関する情報は、大学ウェブサイトや掲示板等への掲載を通じて学生に周知・公表されている。

学生寮については、5寮（住吉寮、住吉国際学生宿舎、国維寮、白鷗寮、女子寮）設置し、留学生も受け入れることとしており、学生の経済的負担の軽減を図っている。さらに、学生のニーズに応じた個室化や老朽化等の課題を解消するため、平成22年度に「学生寮・研究者宿泊施設計画プロジェクト」を発足させ、平成23年度から改修等工事を実施し、平成25年度末で完了している。なお、平成26年4月現在の入居率は、95.9%となっている。

外国人留学生に対する特別な援助としては、留学生センターが所掌する外国人留学生後援会が、一般と特別の貸付事業、緊急時の支援事業、ボランティア活動に対する事業等を行っている。そのほか、外国人留学生用の宿舎については、インターナショナル・レジデンス（单身室109室、夫婦室8室、家族室4室）及び国際交流会館（夫婦室8室、家族室3室）も整備している。

また、大学院学生の海外派遣を促す取組を各研究科で行っており、学生の国際性の涵養及び研究の向上を図ることを目的とした「神戸大学基金による大学院学生国際学会等派遣事業」による経済的支援を行っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「神戸大学ラーニング・コモンズワーキンググループ報告書ー学びの空間のリインベンション」を取りまとめ、平成25年度に人文科学系図書館に、平成26年度に社会科学系図書館にラーニング・コモンズを設置して、学生の動線や立地条件を踏まえたラーニング・コモンズを整備・運用している。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

大学の経営・教育研究活動等に関する情報については、学長の下に企画評価室を設置し、データベース(神戸大学情報データベースシステム(KU I D))を構築した上で収集を行っており、自己点検・評価等に活用している。

教育の質の向上に向けた取組を全学的に推進する体制として、大学教育推進機構に機構長(教育担当理事)を委員長とし、各部局教育担当評議員等で構成される大学教育推進委員会を設置し、大学教育推進委員会では大学教育の推進のための企画等を行っている。

同委員会の下に各部局の教務責任者で構成される全学教務委員会を設置し、大学教育に係る取組や教育改善に向けた取組を実施している。

各部局の評価・FD責任者で構成される全学評価・FD委員会では、企画評価室がデータベース(KU I D)を構築した上で収集した大学の経営・教育研究活動等に関する情報を基に、教育活動に関する評価及びFDの推進を行っている。これら全学委員会における審議内容は、各部局の教授会、教務委員会、評価委員会等によって構築される部局の教育改善の取組に反映させ、全学レベルと部局レベルの連携を図っている。全学評価・FD委員会では、学生や企業に対するアンケートやインタビューの実施・分析をはじめとする評価活動を行っており、さらに、より統一的・継続的な評価改善サイクルを構築するため、平成21年度に「教育の質向上のための評価指標」を策定し、平成22年度には同指標に基づく各部局の自己点検・評価を実施するとともに、その結果を点検・分析している。平成25年度には、ルーブリック形式の自己点検・評価リストを作成するなどして、評価方法についても更なる改善を加えている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員(学生及び教職員)の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学生を対象に入学・進学時アンケート、授業評価アンケート、卒業・修了時アンケート、学生生活実態調査を継続的に実施して、すべての学生から意見を聴取する努力をしている。これらアンケートの結果及び分析結果は、全学評価・FD委員会で検討の上、各部局等に周知を図るとともに、学内ウェブサイトに掲載して、大学の教育の質の改善・向上に向けて活用している。さらに、ウェブサイトで実施している授業評価アンケートの授業科目ごとの結果については、学生の回答期間が終了すると自動集計され、各授

業担当教員が閲覧できる状態となることでフィードバックしている。各教員は集計結果に対し、決められた期間にコメントを入力することとされており、コメントは回答した学生に集計結果と共に公表されている。なお、紙媒体で実施している医学部・医学研究科においては、担当教員に結果が配布されている。また、入学・進学時アンケートについても検証の結果をコメントとして付記し、学生にフィードバックしている。

加えて学生・教職員による教育懇談会を平成24年度（大学院は平成25年度）から開催し、学生と教職員が直接意見交換する場を設け（平成25年度は文系・理系各1回ずつ開催（学生参加総数58人、教職員参加総数59人。）、その結果を全学評価・FD委員会で報告・検討し、学内ウェブサイトで周知の上、全学及び各部局での教育改善に活かしている。各部局においても、人間発達環境学研究科や農学研究科では、「学生の声」投稿箱（Voice Box）等を設置して、学生の意見を聴取する機会を設けている。

学生や卒業生からの意見を反映した改善例としては、「英語等の外国語能力」の習得度が低いとの回答が多い状況が続いている」との卒業・修了時アンケート分析結果及び卒業生アンケート分析結果を受け、学士課程における英語教育について、全学評価・FD委員会、大学教育推進委員会で検討が行われ、その結果は「神戸大学の学士課程における英語教育について（最終報告）」としてまとめられ、その中で英語力をより向上させるためとして提案された「英語外部試験」を平成24年度から全学部学生を対象に実施し、英語教育の改善に取り組んでいる。また、学部新生を対象に行った「グローバル人材に関する意識調査」において、海外への留学を希望する学生が多かったことから、協定校以外の留学先での修得単位を認定可能とする制度の整備等、留学を促進する環境整備に取り組んでいる。そのほか、全学共通教育部においては、TAからの実施報告書に基づき、平成25年度に『TAハンドブック』を作成して、TAの活動内容をより明確にして、TA制度をより効果的に実施するための改善を行っている。

教員からの意見聴取については、大学教育推進委員会、全学教務委員会、評価・FD委員会といった全学的な教育関係事項を所掌する会議において、各部局を代表する委員の意見を聴取した上で審議しているほか、重要な事項については、各部局における教授会等を経て、ほぼすべての教員から意見聴取を行っている。また、事務職員からの意見聴取については、全学の教育に関わる各種委員会に学務部長が委員として出席しているほか、委員会の打合せや各部局の各種会議において事務職員が出席して意見を述べる機会が設けられている。さらに、教育担当理事（大学教育推進機構長）の下に設けられた全学の教育関係事項を検討する会議には、全学の委員会委員長のほか、事務職員も出席して意見交換を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成18年度以降、毎年度、ホームカミングデイにおいて卒業（修了）生に対し卒業（修了）生アンケートを実施し、教育課程、役立った知識・スキル、身に付けておくべきであった知識・スキル、学内の施設・設備・教育環境等に関する意見聴取をしている。これらの集計結果については、全学評価・FD委員会において分析を行った上で各部局に還元し、各部局においても、その結果を踏まえ教育の質・向上に努めている。

また、隔年で就職先機関アンケートを実施し、採用に当たって重視する項目、卒業（修了）生の印象、卒業（修了）生の能力及び仕事への姿勢に対する満足度等の意見を聴取している。平成25年度には、教育の成果が社会のニーズに適合しているかを検証するため、就職先機関に対しインタビューを実施している。これらの集計・実施結果については、全学評価・FD委員会において分析の上、各部局に還元している。

さらに、学部学生の保護者により構成されている神戸大学育友会の各地区支部会（東日本、中部、中国・四国・九州地区）において、教育・学生担当理事及びキャリアセンター長等と保護者による大学の現状、学生生活、就職関係等についての意見交換を行っている。

そのほか、毎年度、年4回開催している経営協議会において、学外委員（10人）から「グローバル化における集中的な資源投入」及び「教養教育やリベラルアーツの強化」等についての意見をj得ている。「グローバル化における集中的な資源投入」については、文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプB：特色型）」（平成24年度）に採択され、大学教育推進機構規則等の関連諸規程を整備し、大学教育推進機構の下にグローバル教育部及びグローバル教育推進委員会を設置している。現在、グローバル教育推進委員会において、グローバル人材育成推進事業に係る企画立案・実施・評価及び外国語能力向上の取組等に関する審議・検討を行っており、教育環境のグローバル化に努めている。「教養教育やリベラルアーツの強化」については、大学教育推進委員会の下に教育改革検討ワーキンググループを立ち上げ、全学的な検討を進めている。

部局においては、例えば、経営学研究科では「オープン・アカデミズム」の理念のもと、継続的に修了生のみならず、社会人、企業等、多岐にわたるステイクホルダーの意見・意向を継続的に受け入れて検討し、教育研究目的、教育プログラムと教育課程、入学者受入方針、教員組織、管理運営体制の見直しを行っている。工学研究科では、卒業（修了）生の同窓会組織である神戸大学工学振興会（KTC）と定期的な懇談会を設けており、教育研究の向上に関する意見交換を行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

大学教育推進機構及び各部局において、それぞれの特性に応じた各種FD活動を実施し、教育の質の向上や授業の改善につなげている。平成22年度には全学及び各部局における組織的なFD活動を実施・推進するための体制整備として全学評価・FD委員会を設置し、平成23年度には「神戸大学の教育推進に関するFDガイドライン」を定めている。

このガイドラインに基づく具体的取組として、大学教育推進機構及び各部局のFD活動の予定と実施の状況を取りまとめた「FDカレンダー」を作成し、全学評価・FD委員会への報告及びウェブサイトへの掲載を通じて、FD活動の全学的な情報共有を行っている。

取組事例としては、全学共通教育部が毎年度の前後期に全学共通教育ピアレビューを計画的に実施し、その結果により授業改善を図るため、授業参観レポートの授業公開教員への提供及び授業公開教員と授業参観教員による意見交換・検討会を行っている。医学部・医学研究科では、新任の教員に対しチュートリアル授業を担当する条件として、「チュートリアル教育FD」（年2回開催）への出席を義務付けることでチュートリアル授業の質の維持や向上、授業の改善を図っている。

また、新規採用されたすべての教員及び事務職員に対するFD活動として、新任教職員研修を年1回実施している。平成22年度的全学評価・FD委員会において、この研修の実施方法・内容について検討し、遠隔地キャンパス及び年度途中採用の教職員に配慮した改善の必要性が認められ、実施内容の動画と配布資料を学内ウェブサイトに掲載する等の改善に取り組んでいる。

さらに、授業評価アンケートは、教務情報システム「うりぼーネット」を利用して実施している。その結果、学生からの回答に対して教員がウェブサイト上でコメントでき、教員の意図や改善の約束等を学生

に周知を図ることができるインタラクティブなアンケートを実現している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

大学教育におけるきめ細かい指導の実現や大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニング機会の提供を図ることを目的として、全学部等においてTAを配置している。

TA制度の実施に当たっては、全学的にティーチング・アシスタント実施要領を定め、オリエンテーション等の研修を義務化している。例えば、大学教育推進機構の全学共通教育部では、TA従事者から提出された実施報告書を評価・FD専門委員会で点検し、教育補助者のニーズを把握するとともに、全学共通教育部ティーチング・アシスタント(TA)実施要領に基づき『TAハンドブック』を作成し、オリエンテーションに利活用するなど、授業方法等の質の改善及び教育の質向上を図っている。また、経済学研究科では、TAに対して年1回の研修会「TAの業務内容と心得等に関するミーティング」を開催し、TAの目的・業務内容・問題発生時の対処方法等について指導を行うとともに、各授業担当教員と授業内容に応じた学生指導方法等について打合せを行い、教育活動の質の向上及び補助者の資質向上を図っている。

事務職員及び技術職員に対する研修については、その目的を明確にし、成果を業務に反映できるようにするため、事務職員等研修の基本方針を定め、同方針に基づき体系的に研修を行っている。これら体系的な研修の1つとして、実験・実習での技術的支援を行う技術職員に対しては、毎年度、全体研修及び分野別研修からなる技術職員研修を実施している。また、工学研究科では、工学研究科技術室を設置し、技術職員に対する全学的な研修に加え、技術室独自に企画立案した研究会の開催、研修の実施等を行うことにより、技術力向上及び交流を促している。

教務・学生関係を担当する事務職員に対しては、体系的な研修のほか、必要な知識等を取りまとめた『教務学生ハンドブック』を作成し、OJTに活用するなどにより資質の向上を促している。

図書館職員については、国立情報学研究所の主催する各種研修、大学図書館職員長期研修、主題専門知識の研修等に職員派遣を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 192,175,182 千円、流動資産 22,797,190 千円であり、資産合計 214,972,373 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 54,868,434 千円、流動負債 27,510,811 千円であり、負債合計 82,379,245 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 9,720,432 千円及び長期借入金 12,014,568 千円の用途は附属病院関係であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 3,447,844 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、当該大学の関係委員会等で検討の後、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、大学ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用66,344,635千円、経常収益66,174,076千円、経常損失170,560千円、当期純損失240,891千円であるが、目的積立金249,247千円を取り崩すことにより、当期総利益8,356千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金4,649,494千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度の予算編成方針により人件費、物件費の区分を設け、さらに、附属病院については独立した予算管理体制としている。

さらに、学長のリーダーシップによる戦略的な予算配分については、「神戸大学ビジョン2015」の重点施策を推し進める「ビジョン推進経費」「電子ジャーナル経費」「第2期中期計画事業経費」等へ重点的に予算配分している。

また、施設設備に関する整備計画については、大学の教育研究の発展・基盤を築く上での中長期的な展望を見据え、計画的に整備を行うため、「神戸大学設備マスタープラン」を策定し、これに基づく更新計画を推進するほか、大学として学内営繕・エコ対策経費を確保し、教育・研究施設等の維持修繕等について、それぞれの整備状況並びに整備計画を作成している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、監事及び会計監査人の監査を受けた上で、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則及び監事監査要項に基づき、業務監査・会計監査・重点項目監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直轄の監査室が内部監査規程に基づき、定期・特命・臨時監査を実施している。

また、監事・監査室・会計監査人による三者懇談会を開催して情報・意見交換を行い、連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されてい

ると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学には、役員として学長、理事8人（研究担当、企画評価・人事担当、教育・学生担当、病院・危機管理担当、国際・入試担当、産官学社会連携・広報担当、財務担当、総務・施設・環境担当）及び監事2人が置かれている。管理運営組織については、学長と理事による役員会を置くとともに、法令に基づく学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。また、学長、理事、各部局長等により構成する部局長会議を置き、部局間の連絡調整を行うなど、機動的な大学運営を行っている。

特定の事項について専門的な指導・助言を得るため、学長の下に特別顧問3人及び学長補佐6人（基金・同窓会担当、男女共同参画担当、制度改革担当、計算科学担当、グローバル教育担当、先端医療担当）を置くとともに、学長を補佐する組織として、企画評価室、広報室、地域連携推進室、男女共同参画推進室、安全保障輸出管理室、震災復興支援・災害科学研究推進室、安全衛生・環境管理統括室、基金推進室を設置している。また、学長直轄の組織として、監査室及びコンプライアンス室を設置し、内部統制の強化を図り、監査における独立性・公正性を確保している。

各研究科の管理運営については、教授会を設置し、研究科長のリーダーシップの下に行っている。事務組織は、事務局に総務部（38人）、企画部（22人）、研究推進部（22人）、国際部（17人）、財務部（49人）、学務部（41人）及び施設部（35人）の7部、研究科又は学部（330人）、自然科学系先端融合研究環（10人）、経済経営研究所（5人）、情報基盤センター（13人）及び附属図書館（48人）に事務部を置き、必要な職員を配置している。

危機管理体制については、様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に最小限に食い止めることを目的として危機管理基本マニュアルを策定し、通常時、緊急時、収束時（事後）に分けて、その体制及び運用方法を明確にしている。さらに、個別対応マニュアルとして事象別危機管理マニュアル、学生対応危機管理マニュアル、新型インフルエンザ対応マニュアル等も策定している。また、平成25年度より教職員安否確認システムを導入し、学内における危機管理体制を強化している。

研究費適正使用への取組については、関係規則等の整備、不正防止計画の制定、相談・通報窓口の設置等を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員からの管理運営に関する意見やニーズの把握については、制度の見直しを行う際などに教職員の意見を把握するため、パブリックコメントの募集を行っている。例えば、平成25年度には病気休暇制度の見直しや給与改定、インターネット上のサービス利用に関するガイドライン制定について、平成26年度には年棒制の導入や給与改定について意見の募集を行っている。

学生、卒業（修了）生に対しては、入学・進学時アンケート、授業評価アンケート、卒業・修了時アンケート、学生生活実態調査、学生・教職員による教育懇談会、卒業（修了）生アンケートを継続的に実施することで、すべての学生から意見を聴取する機会を設けている。就職先機関に対しては、就職先機関アンケートや就職先機関に対しインタビューを実施し、その中で管理運営に関する内容も把握している。

学外関係者の意見やニーズに関しては、経営協議会に学外委員として学識経験者・企業関係者・報道関係者等 10 人を迎え、大学経営に関する重要事項について審議を通じて指導・助言を得ている。

そのほか、研究科等（経済学研究科、経営学研究科、医学研究科、医学部附属病院等）に「アドバイザー・ボード」を設置し、教育目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項及び教育活動等の状況についての評価に関する重要事項についての助言等を得ている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学には、常勤・非常勤監事各 1 人が置かれている。監事は、監事監査規則及び監事監査要項に基づき、大学の業務全般について監査を行うとともに、役員会その他大学の業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べるができる体制をとっている。

監事監査は、毎年度初めに作成する監査計画に基づいて行われる。監査結果は、学長に報告され、例えば、乗船実習に関する安全衛生管理体制等は正又は改善が必要な事項があった場合には、速やかに措置を講じている。また、監査以外にも各種会議における監事の提言や意見等を踏まえて、管理運営上の改善等を図っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の資質向上を図るため、事務職員等研修の基本方針を制定し、階層別研修、一般研修、専門研修、高度専門研修、行政実務等研修、自己啓発に区分している。これまで実施してきた新規採用職員研修、会計事務研修、技術職員研修、パソコン研修、事務系職員国際業務研修、語学研修、安全衛生研修や、放送大学を利用した管理監督者研修及び自己啓発研修等に加え、階層別研修として課長・課長補佐相当職研修、係長相当職研修、主任・中堅職員研修を計画し、体系的に実施しており、平成 25 年度は延べ 1,250 人が研修を受けている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-1-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

全学的な基本方針として、点検・評価の基本的な考え方及び自己点検・評価指針を定めている。

各種評価の実施体制としては、評価委員会を設置し、同委員会において、部局における自己点検・評価や課題の改善状況をモニタリングし、全学的な評価を行っている。また、学長の下に、当該大学の経営・教育研究活動等の評価に関する情報の収集・分析及び評価システムの研究開発を行うことを目的として企画評価室を設置し、データベース（KU I D）を構築した上で、自己点検・評価等に活用している。平成 24 年度には、「国立大学法人評価、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価に係る全学の点検・評価体制について」を策定し、自己点検・評価体制を明確化している。

文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する第 2 期中期目標期間における各年度終了時の評価につ

いては、教育研究及び業務運営等について各部局等が自己点検・評価を行い、その結果を踏まえ、全学として自己点検・評価し、報告書を作成している。年度計画の進捗管理については、評価サイクルを実質化するため、毎年度、年度途中で理事、企画評価室及び各年度計画を担当する部課による年度計画の進捗状況及び次年度の年度計画の確認作業を行い、進捗に課題のある年度計画についてコメントを付し、年度計画の着実な実施に向けた取組の実行を促している。

また、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価については、大学評価基準に基づいて各部局等による自己評価を平成 25 年度に実施し、その結果を取りまとめ、平成 26 年 6 月に全学として自己評価書を作成している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

中期目標期間評価における各年度終了時の評価として、当該事業年度に係る業務について自己点検・評価の上、実績報告書を作成し、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けている。特に、平成 23 年度に係る業務の実績に関する評価結果では、戦略的・意欲的な計画として、「EU圏の高等教育機関との学術連携に特に力を注いでいる。」との評価を得ている。また、第 1 期中期目標期間（平成 16～21 年度）終了時には、中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書を作成し、文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受け、「すべての項目で中期目標の達成状況が「良好」又は「おおむね良好」である。」との評価を得ている。さらに、平成 25 年度には大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価に係る全学的な自己点検・評価を実施し、平成 26 年度に大学評価・学位授与機構による評価を受けることとしている。

分野別では工学部市民工学科及び農学部食料環境システム学科生産環境工学コースは日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を受けており、また、専門職学位課程の認証評価については、平成 25 年度に、法学研究科実務法律専攻は大学評価・学位授与機構、経営学研究科現代経営学専攻は ABE ST 2 1 でそれぞれ認証評価を受け、「基準に適合している。」との評価を得ている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

各年度の業務の実績に関する文部科学省国立大学法人評価委員会の評価結果での指摘事項については、評価委員会が改善策を含む今後の対応を取りまとめ、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するとともに改善状況を確認している。また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見についても、評価委員会が改善点ごとの取組状況の確認を行うとともに、次年度の取組予定についても併せて確認し、意識向上を図っている。

さらに、第 1 期中期目標期間を含めた各年度の評価結果において、文部科学省国立大学法人評価委員会が取り上げた各国立大学法人の特色ある取組を一覧表としてとりまとめ、当該大学においても展開が可能と思われる取組を示した上で、学長・理事等に配布するなど、大学の運営への活用を図っている。

また、平成 20 年度に受けた大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価については、評価結果における優れた点や改善点を概要として整理し、評価委員会にて周知を図り、大学ウェブサイトにおいても公表している。入学定員充足率に関する指摘については、該当のある学部、研究科では、経済的支援や社会人学生への配慮等、適正化に向けた取組を行っている。

評価結果を改善に結び付けた事例としては、「国立大学法人神戸大学の平成 22 年度に係る業務の実績に

関する評価結果」において、「第1期中期目標期間に実施した業務改善の実施状況を点検する。」計画について点検が不十分であると認められ、課題として挙げられたことにより、業務改善推進ワーキンググループを立ち上げるなど、定常的に事務業務を自己点検・評価する体制を整え、第1期中期目標期間に策定した業務改善対応策すべての進捗確認を行い、平成23年度内に改善を実施している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

「神戸大学の使命」「教育憲章」「研究憲章」「環境憲章」及び中・長期的な目標である「神戸大学ビジョン 2015」は、すべて大学ウェブサイトに掲載しており、平成 25 年度には「神戸大学ビジョン 2015」に対し 8,574 のページビュー数になっている。また、これらは大学概覧に掲載され、毎年度、学内外各所に配布するとともに新任教職員研修や各種ガイダンス等の機会を通じて周知・公表している。

各学部・研究科における人材の養成に関する目的やその他の教育研究上の目的についても、大学ウェブサイトへの掲載等により、学内外に周知・公表している。

また、平成 24 年度には「神戸大学ビジョン 2015」に係るこれまでのフェーズの実績を踏まえ、最終段階となるエクセレンスフェーズでの実現に向けた強化推進施策を「国立大学の機能強化—国民への約束—【神戸大学の「これまで」と「これから」】—神戸大学ビジョン 2015 の実現に向けた今後の展開—」として取りまとめ、大学ウェブサイトに掲載するとともに、これら強化施策は記念式典やホームカミングデイをはじめとする 82 の神戸大学創立 110 周年記念事業において、学内外に周知・公表している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針については、全学及び各学部・研究科の「求める学生像」を大学ウェブサイトに掲載している。また、「求める学生像」に合致する入学者選抜の方針を学生募集要項に明示しており、大学ウェブサイトへの掲載や大学説明会（オープンキャンパス）等の機会を通じて周知・公表している。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についても、全学及び各学部・研究科の方針を大学ウェブサイトに掲載し、周知・公表している。

さらに、ミッションの再定義に向け、新たに作成した部局等ごとの「学部・大学院等ファクトブック」においても、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を掲載し、公表している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育情報の公表については、学校教育法施行規則等において公表すべきとされた情報のみならず、公表に努める、又は望ましいとされている情報も公表している。また、「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（中央教育審議会大学教育の検討

に関する作業部会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ)の項目にも対応し、日本語版及び項目対応する英語版の双方を公表している。そのほか、ステークホルダーの関心が高い学位授与状況、卒業(修了)生の進路、外部資金獲得状況等の教育研究情報のデータをグラフ化して、経年変化を含めた「見える化」を行い、「神戸大学データ資料集ーデータと資料が語る神戸大学の今の姿ー」としてまとめて、大学ウェブサイトに掲載している。当該資料集は、教育関連情報紙において、地道な努力の成果を可視化することにより大学の今の姿が鮮明に浮かび上がるよう工夫を凝らした取組の事例として紹介されている。

また、ミッションの再定義の一環として、部局等ごとの「学部・大学院等ファクトブック」を新たに作成し公表するなど、公表内容を一層充実させ、積極的に情報提供を行っている。特に部局等ごとの「学部・大学院等ファクトブック」は、当該部局の強みや特色及び地域貢献の取組等を示した「強み・特色編」、沿革や現有組織の状況を示した「沿革・構成編」及び学生の入学・就職状況等、専任教員数、論文数等、様々なデータを盛り込んだ「データ・資料編」の三部構成となっており、各部局等の戦略的な広報及び教育研究活動の「見える化」を図るための基礎資料となるものであり、平成24年度の文部科学省国立大学法人評価委員会による評価結果において注目される取組とされている。

大学評価に関する情報については、点検・評価の基本的な考え方及び自己点検・評価指針を大学ウェブサイトに掲載することにより、全学としての自己点検・評価に係る基本方針を広く周知・公表するとともに、第三者評価の受審スケジュール、国立大学法人評価及び認証評価の評価結果及び自己評価書等を公表している。

さらに、大学の状況を主に財務面を通して理解してもらうことを目的として、法定公開情報となる財務諸表等のみでなく、毎年度、決算を踏まえ作成している財務報告書『FINANCIAL REPORT』を学内外各所に配布するとともに大学ウェブサイトにも掲載し、広く周知・公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ステークホルダーの関心が高い学位授与状況、卒業(修了)生の進路、外部資金獲得状況等の教育研究情報のデータをグラフ化して、経年変化を含めた「見える化」を行い、「神戸大学データ資料集ーデータと資料が語る神戸大学の今の姿ー」としてまとめて、大学ウェブサイトに掲載している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 神戸大学

(2) 所在地 兵庫県神戸市

(3) 学部等の構成

学 部：文学部、国際文化学部、発達科学部、法学部、経済学部、経営学部、理学部、医学部、工学部、農学部、海事科学部（11学部）

研 究 科：人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科（14研究科）

附置研究所：経済経営研究所

関連施設：乗船実習科、附属図書館、医学部附属病院、附属学校園、学術研究推進機構、大学教育推進機構、国際交流推進機構、自然科学系先端融合研究環（遺伝子実験センター、バイオゲル研究センター、内海域環境教育研究センター、都市安全研究センター、分子フォトサイエンス研究センター）、社会科学系教育研究府、統合研究拠点、日欧連携教育府、情報基盤センター、連携創造本部、留学生センター、国際コミュニケーションセンター、研究基盤センター、環境保全推進センター、計算科学教育センター、保健管理センター、キャリアセンター

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部11,849人、大学院4,688人

専任教員数：1,574人

助手数：22人

2 特徴

本学は、昭和24年5月31日、神戸経済大学・神戸工業専門学校・姫路高等学校・兵庫師範学校・兵庫青年師範学校を包摂して設置された。当初は文理学部・教育学部・法学部・経済学部・経営学部・工学部の6学部でスタートし、附属図書館が置かれ、経済経営研究所が附置された。経済学部と経営学部には第二課程が設置された。

その後、県立大学の国立移管、修士課程・博士課程の充実、神戸商船大学との統合、学部・研究科の改組・再編等を行い、平成16年4月には国立大学法人神戸大学が設置する大学となった。前身校の神戸高等商業学校の創立（明治35年）から数えて、平成24年には110周年を迎

えた歴史と伝統を有し、11学部14研究科1附置研究所を擁する、人文・人間科学系、社会科学系、自然科学系、生命・医学系にわたる、多様な教育研究分野を包括する総合大学である。

本学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、『真摯・自由・協同』の精神を発揮し、人類社会に貢献するため、普遍的価値を有する『知』を創造するとともに、人間性豊かな指導的人材を養成することを使命としている。この使命を果たしていくために「神戸大学ビジョン2015」を策定し、“*Toward Global Excellence in Research and Education*”すなわち、世界トップクラスの教育研究機関となること、また、卓越した社会貢献と大学経営を行うことを全構成員が共有し、その実現を目指している。

教育面においては、「EUエキスパート人材養成プログラム」、「KIBERプログラム」、「SESAMIプログラム」、「5年一貫経済学国際教育プログラム」等の本学独自のプログラム及び文部科学省「大学の世界展開力強化事業」、「グローバル人材育成推進事業（特色型）」等、グローバル人材の育成を目的とした魅力ある教育プログラムを推進している。

研究面においては、「神戸大学若手教員長期海外派遣制度」により次世代の教育研究人材を育成するとともに、学術研究URA（リサーチ・アドミニストレーター）及び産学連携URAを配置するなど、研究推進体制を強化している。また、「神戸大学統合研究拠点」において、分野横断型研究や新領域の研究を推進している。

さらに、「神戸大学ビジョンの実現に向けたアクションプラン2013」を策定し、本学の教育研究をより一層活性化するとともに、リサーチ・ユニバーシティ（研究大学）に相応しい教育研究体制の構築を図っている。

国際交流の面では、海外の高等教育機関との学術交流協定の締結、国際交流推進機構に「EU総合学術センター」、「アジア総合学術センター」及び「米州交流室」を設置するなど、戦略的に国際学術交流を推進している。

社会貢献の面では、東日本大震災地域の再生や人類に共通する災害復興問題の解決に向けて、本学独自の震災復興支援活動や災害科学研究を推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 大学の使命

本学は、以下の理念を実現することを「大学の使命」としている。

＜神戸大学の使命＞

神戸大学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を発揮し、人類社会に貢献するため、普遍的価値を有する「知」を創造するとともに、人間性豊かな指導的人材を育成します。

2. 教育研究活動等を実施する上での基本的方針及び達成しようとする基本的な成果等

(1) 大学の使命を実現するための基本的方針及び達成しようとする基本的な成果として、本学では「教育憲章」を定めている。

教育憲章

神戸大学は、国が設置した高等教育機関として、その固有の使命と社会的・歴史的・地域的役割を認識し、国民から負託された責務を遂行するために、ここに神戸大学教育憲章を定める。

(教育理念)

1. 神戸大学は、学問の発展、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に貢献するために、学部及び大学院で国際的に卓越した教育を提供することを基本理念とする。

(教育原理)

2. 神戸大学は、学生が個人的及び社会的目標の実現に向けて、その潜在能力を最大限に発揮できるよう、学生の自主性及び自律性を尊重し、個性と多様性を重視した教育を行うことを基本原理とする。

(教育目的)

3. 神戸大学は、教育理念と教育原理に基づき、国際都市のもつ開放的な地域の特性を活かしながら、次のような教育を行う。

- (1) 人間性の教育： 高い倫理性を有し、知性、理性及び感性の調和した教養豊かな人間の育成
- (2) 創造性の教育： 伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ、自ら課題を設定し、創造的に解決できる能力を身につけた人間の育成
- (3) 国際性の教育： 多様な価値観を尊重し、異文化に対する深い理解力を有し、コミュニケーション能力に優れた人間の育成
- (4) 専門性の教育： それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担うことのできる、深い学識と高度な専門技能を備えた人間の育成

(教育体制)

4. 神戸大学は、教育理念と教育原理に基づき、その教育目的を達成するために、全学的な責任体制の下で学部及び大学院の教育を行う。

(教育評価)

5. 神戸大学は、教育理念と教育原理が実現され、教育目的が達成されているかどうかを不断に点検・評価し、その改善に努める。

(2) 大学の使命及び教育憲章を実現するために、以下に掲げる中長期的な目標を設定している。

(国立大学法人神戸大学中期目標 (抜粋))

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

- ・ 国際的教育研究拠点としてふさわしい質の高い教育成果の達成を目指す。
- ・ 大学の教育憲章を踏まえ、各学部・研究科で掲げる教育目的を達成するため、アドミッション・ポリシーに基づいた学生の受入れに努める。
- ・ 大学の教育憲章を踏まえ、各学部・研究科で掲げる教育目的を達成するため、教育内容の充実を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ・ 国際的教育研究拠点としてふさわしい、充実した教育を実施するための教育実施体制を強化する。
- ・ 教育の質の向上のため、教員の教育力を更に強化する。

(3) 学生への支援に関する目標

- ・ 学生に対する修学支援、生活支援、キャリア形成支援等を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・ 国際的教育研究拠点として、世界的水準の学術研究を推進し、卓越した研究成果の創出に努める。
- ・ 研究の点検・評価を通じて、知の拠点として大学全体の研究水準の維持・向上を図る。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- ・ 国際的教育研究拠点として、卓越した研究成果を創出するための研究実施体制等を充実させる。

3 その他の目標

(1) 国際化に関する目標

- ・ 教育研究のグローバル化に即して、国際的に活躍できる国内外の人材の養成及び世界的に卓越した学術研究を推進するための体制を強化する。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ・ 国立大学の公的な役割を踏まえ、教育研究成果の社会還元を通じて、積極的な社会貢献を行う。

(3) 附属病院に関する目標

- ・ 大学病院として社会から求められる先端的な医療の開発、地域医療への貢献及び医療人の養成を行う。
- ・ 効率的な病院経営を推進するため、管理運営機能を充実させる。

(4) 附属学校に関する目標

- ・ 附属学校としての使命を果たすため、神戸大学の教育研究に資するとともに、国・地域における初等中等教育の先導的・実験的な取組を推進する。

～ 中略 ～

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- ・ 大学運営の改善に資するため、評価サイクルの更なる実質化を図る。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

- ・ 点検・評価の結果について、広く社会に情報発信することを通じて、本学の取組や現状に対する理解を促進する。

～ 後略 ～

(学部・研究科等ごとの目的)

《資料1-1-1-d、1-1-2-a参照》

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/daigaku/no6_1_1_jiko_kobe_d201503.pdf